

平成19年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年3月9日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長次	高田 一巳
総務部次長	前田 健司	総務部次長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	田中 ふじ江	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環境経済部長次	岡野 勉	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	馬場	豊	広報秘書課長	富田	久和
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(田中栄太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(田中栄太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略いたしますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第9番、本田章紘君、第10番、田中良隆君を指名いたします。

(日程第3)

議長（田中栄太郎君） 日程第3、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問一覧表のとおり、順次発言を許します。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第5号、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） おはようございます。

私は2点ほど質問をしたいと思います。

まず1点目でございますが、公共工事の入札制度と地元業者の育成についての質問でございます。

公共工事の入札につきましては、たびたびマスコミをにぎわす事件報道がされております。夕べもと言うのですか、けさも国交省が談合行使何とかでテレビに出ておりまして、市長、助役だとか部長が捕まったり、あるいはその業者が捕まったりとか、そういうことがよくよく報道されるわけですが、野洲市ではそういうことはないという、そういうことを信じて、それを前提にしての質問でございます。

現在、野洲市だけではなくて、国や地方公共団体のほとんどが財政上の問題から、公共工事の見直しが進んでおります。国全体の建設投資は、平成4年をピークに、いまや40%ダウンをしております。公共工事につきましては、平成10年をピークに50%ダウンとなっております。そんな中で、市内業者、市内建設業者の方々はそれぞれ生き残りをかけて必死の経営努力をされておるわけです。市民の税金を使う公共工事そのものは、当然コストを下げるのが最優先されるべきだと考えます。

しかし、過度のコスト追及は低価格競争やダンピング受注による品質の低下、下請け業者の赤字請負による倒産、無理な工期短縮による工事の成績の低下など、多くの問題も出てきておるのが現状でございます。激しい競争によりまして、優秀な、努力した市内業者だけが生き残るといふのでありましたら、それはそれで自然な流れではございますが、気がついたら市内業者はどこにもいなくなった、1社もなくなっていたという、それでは大変という、そんな思いがします。

地元雇用対策、あるいは災害時の応急対策など、地元業者がおられるから、市も、あるいは市民も安心できる部分もあるわけでございます。

そんな観点から、具体的に8点の質問をさせていただきます。この質問につきましては、市内業者の生の声を拾い上げたものであり、数年前からの要望や疑問も含まれておることを申し添えておきます。

1点目でございますが、最低価格を公表したときとしなかったときのメリットあるいはデメリットについて、2点目、一般競争入札の導入とその金額の予定、3点目、受注金額の積算根拠の妥当性、4点目、入札参加資格の審査の透明性、5点目、工事品質の確保、6点目、職員の資質、能力、7点目、長年の業者要望でありますJVについて、8点目、近隣を含みます他市への市内業者の参加、これについては、業者数が少ないからよそから入れざるを得ないという実情もあります。

ならば、その業者数の少ない市内業者、よそへも参加できるような、そういう平等と申すのですか、もう市だけで難しいところもあると思いますけれども、それが政治的な話し合いによりまして、そういうことが可能ではないのかと、そういうことを含みまして8点の質問をさせていただきます。

それと、2点目ですが、先日、きのう、西本議員が質問されました。学校給食センターに地元食材の利活用に最大限努力をしてほしいという、そんな質問でございます。

中国の古い教えに身土不二という言葉があります。体と土は一つであり、住んでる土地で育ったものを食べるのが体に一番いいのですよという、そんな考え方です。地産地消につきましても、あるいは食品につきましても、皆さんご存知のとおりでございます。市内には、米、野菜、果物、あるいは卵や、あるいは琵琶湖の魚など、地元にはたくさんいい食材がございます。これらをうまく給食センターの食材として利用すべきであり、そのシステムの構築が重要であるという、そんな思いの質問でございます。

業者に丸投げするのではなくて、子どもに食べてもらいたいと希望する生産者を登録しまして、給食センターの栄養士や、あるいは担当者、あるいは農協などの生産者の代表とか、そういうのどこまめに打ち合わせをして、できる、そういうシステムが必要、そういう組織が必要であります。基本は地元食材という、そういう強い認識が必要だと考えます。

まずは、地元利用率50とか、60とか、そういう目標を掲げまして、具体策を数値目標に置きかえて取り組むべきと考えますが、いかがなものかという、そういう2点の質問をさせていただきます。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 助役。

助役（川尻良治君） おはようございます。

それでは、田中議員の公共工事入札制度等のご質問についてお答えをいたします。

まず1点目でございますが、最低制限価格、これを事後公表としたことにつきましての

メリットと言いますか、効果でございますが、指名させていただいた業者の積算意欲、あるいは積算能力の向上が考えられると思っております。

また、デメリットと言いますか、マイナスと考えられる面につきましては、最低制限価格を下回る価格での応札が数件ございまして失格者が出たということがございました。

また、2点目の一般競争入札の導入についてでございますが、全国知事会では、先般、知事等が関与いたしました公共事業にかかりますこの不祥事を受けまして、都道府県の公共調達改革に関する指針を策定されましたが、この中で、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止が提言されたところでございます。

野洲市としましては、去る2月9日に滋賀県公共工事契約業務連絡協議会におきまして、この公共調達改革に関する指針の説明を受けたところでございます。

また、県の南部振興局管内の湖南4市の部会でございますが、ここで入札制度について検討を始めたところでございまして、今後、これらの検討結果や他市の動向等を見極めながら一般競争入札の導入について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3点目の、発注金額の積算根拠の妥当性ということでございますが、各積算担当者におきまして滋賀県の土木交通部発行の土木工事標準積算基準書及び実施設計積算単価表に基づきまして適正に積算をしているところでございます。

次に、4点目の入札参加資格の審査の透明性につきましては、野洲市建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定基準の公表を行いまして、これに基づき審査を実施しております。

次に、5点目の工事の品質の確保でございますが、適正な設計書、あるいは業者選定によります指名競争入札を執行すると共に、工事成績評定により完了検査を実施しているところでございます。

次に、6点目の職員の資質、能力につきましては、財団法人建設技術センターでの土木技術職員専門研修によりまして専門知識を習得しているところでございますが、今後におきましても、引き続き実施をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、7点目の共同企業体、いわゆるJVでございますが、新野洲市になりまして、要望としては聞いてはおりませんが、市内事業者の技術あるいは経営力強化のためには検討が必要だというふうには考えられます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、一般競争入札の導入の促進等が図られた場合の取り扱いなど、研究あるいは検討すべ

き課題があるものというふうに考えております。

最後に、8点目でございます。

他市への参加ということでございますが、各市におきまして独自の選定基準に基づいて業者選定を実施しておることから、現在では不可能ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） おはようございます。

田中議員の学校給食センターは地元食材の利活用に最大限努力をというご質問にお答えをいたします。

学校給食に利用する食材につきましては、議員ご質問のとおり、できる限り地元食材の使用量をふやすように努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、多種多様なメニューによる献立で、成長期に必要な栄養を摂取させる観点もございまして、使いたいときに使いたいだけの量の食材をすべて地元産で確保することは非常に難しいのが現実でございます。

議員ご質問のとおり、使用率を上げるためには、生産者とセンターの栄養士や担当者が打ち合わせをする場が必要ですので、農政課とも連携しながら、そうした機会を持っていきたいと考えております。

現在の地元産野菜の使用率は平成17年度の実績で中主学校給食センターにおきましては31.8%、野洲学校給食センターでは30.8%です。栽培の種類をふやしていただく努力も必要ですし、一挙に率を上げることは難しいですが、学校給食というマーケットを農業政策の中に位置づけていただいた上で、それに則したJA、市、生産者側と、それから学校給食側との連携システムを確立することが重要と認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） 簡単明瞭な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の公共工事等についての再質問ですが、普通感覚で言いますと、我々、私、我々というのも私自身ですが、例えば何か公共工事を入札します。すると、よその市外の業者が1,000万円の入札を入れます。市内業者が1,001万やったとします。そしたら、何とか1万ぐらいなら市内業者にさせていただきたいなと、そういう思いは恐ら

く多数の方がそんな思いを持って、思われると思いますが、その辺をどう、同じ感覚を持っておられるのか、まずお聞きをしたいと思いますし、それと、一般競争入札、これも時代の流れで、そうせざるを得ないというところがありますし、それはそれで有効なことだと思いますが、一方、電子入札というのがありますよね。それも取り入れようとしています。また、あれもコストがかかるから、件数がそこそこ予定されていないところでは、もうそのためのコストがかかって、まあ言うたら、効率が悪過ぎるためという、そんな話も聞きますが、その辺のことはどうなのかということを知りたいと思います。

それと、積算根拠、例えば具体例を挙げますと、現実には、道の工事をするのにガードマン1人を雇うのに1万1,000円から2,000円ぐらいかかるのに、実態は、その県の、国が知りませんが、その資料を見ていると、これは7,000円しか入れたらだめよというようなことになっている。そういう実態とかなり乖離しているという、そういう問題があります。その辺についてどうお考えかをお聞きをしたいと思います。

それと、指名業者の入札単価の透明性の話ですが、これは市の、野洲の商工会の建設業部会の文書ですが、それについて、いろいろと疑義を申してある部分があるのですが、ちょっと読みますと、例えば指名業者が1年間の平均官製工事よりも当該物件の受注金額の方が多量の、また、請負工事に必要な管理技術者が業法の基準を満たしていない業者も見られるようですが、なぜだか受注物件の規模にはふさわしくない、余りにもかけ離れた規模である全国大手業者が入札指名されている場合が見受けられますという、こういうような話もあります。

この辺、実際の、幾ら市は公明正大にやっていると言いましても、それは実際の対象となる人たちの納得をしてもらえようということ、言いかえますと、そういう説明責任、ある意味ではそういうことも言えると思いますので、その辺についてコメントいただきたいと思います。

それと、職員の資質、能力の問題ですが、専門研修によって野洲市はもうしっかりした能力のある職員がやっているという、そうとも受け取れる答弁だったわけですが、実際、現実にはどう考えているのか、もう一回コメントをいただきたいと思います。

それと、JVですが、当然、中主町では前やっていたわけですよ。それを、私も平成13年ぐらいからの野洲市の建設業部会からの要望書等のつづりを持っていますけども、そのときは検討しますだとか、そんな答弁を市から書いた文書があるのですが、当然、市内業者同士のJV、あるいは大手業者とのJV、いろいろあると思いますが、当然、大手と

JVを組んで、結果的に赤字になっても、それは自己責任なわけですから、自ら望んでほしいということであれば、当然、そういう道は開いておくべきじゃないかなという、そういう、そう思いがしますから、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それと、よそのまちへも入れてほしいという、そういう業者の話ですが、結局、これをつき詰めますと、言いますと、湖南4市、栗東、守山、草津を含めた4つで1つのエリアの中でごたごたとして、かえって市内業者が結果的に苦しい思いをすることになる可能性もそれはないわけではないわけですが、それも、当然、先ほど言いました自己責任で、そういう要望があれば、そういう道も開いておくべきじゃないかなという、その辺は市長の政治的な手腕による部分もあると思いますが、その辺をもう一度お聞きをしたいと思います。

それと、給食センターからの話ですが、早速に資料をいただきまして、17年度1億7,300万のうち、今年19年度の予算は2億800万食材費が上がっていますが、その1億7,300万のうち市内の割合、市内産品の割合が4.1%、野洲では1.4、中主では9.6という、先ほど、野菜は3割りを超えていますよという、そんな話がありましたけども、そういう数字が上がってございます。

私も、去年の3月のちょうどこの議会で、食育のまちづくり条例の制定をという、かなり大分先まで走ってしまったような質問をしたのですが、ちょうどそのときには、ご飯粒を残すと目が何とかなるというて、私もきのうの教育長と同じように前で訂正した覚えがありますが、そのときの教育長の答弁では、その食育基本法の目標というのは30%ということが上がっていますから、それに近づけるように努力をしていくという、そんな答弁をいただいておりますが、具体的に、去年の3月以降ですから、ちょうど1年経つわけですが、具体的にそのアップをするために、今までと違う何かそういうことをしたのか、努力したのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

当然、言うは易しするは難しという、そんなことがありまして、きのう私も西本議員の質問を聞いていまして、せえせえというのは簡単やけど、なかなかする者にしてみたら大変なことで、よくよく私もわかります。

当然、これはコーディネートするものが一番大変で、調整する者が一番大変なわけでございます。

ちなみに、先週、ちょうど福井県小浜市は食育基本条例を制定しております。その農業担い手支援協議会だとか、たまたま来られまして、しゃべる機会があったのですが、そ

この給食センターは、それぞれの学校で給食をそれぞれやっていますから、その給食センターの話のときに、野並さんがいろいろ話して、それとつながる部分もあるわけですが、それで、半分以上は地元産を使っている給食もあるし、2割ぐらいのところもあるし、まちまちですという。結局は担当者が努力しているところ、もちろん地理的な問題もありますが、そういうところの方が比率が高いですよという、そんな話を聞きました。なるほどなという、そういう思いがしますが、当然、この地産地消というのは、今の野洲市の総合計画の案にも入っていますし、まちづくり基本条例にも入っていますし、あるいはこれから出てくるであろう環境基本計画の案の中にもうたっている、非常に重要なキーワードになる言葉でございますが、そのコーディネートするという、その辺が一番大切な部分でございます。その辺をどう考えておられるのか、農協と相談して、前と同じようなやり方では、私は結局何も数字は上がらない、進展をしないと思います。

学校給食審議会というのが今でもありますよね。私も平成元年のときにちょうどその委員をしております、1回か2回、給食センターで子どもと同じものを食べた覚えがあるのですが、もう既に20年近く前の話ですが、今現在、これは実際にどんな活動をして、実際にそういう地産地消についての議論だとか、具体的なそういう話があるのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

それと、話が飛ぶようで実は飛ばないのですが、イオンが来まして、決まりまして、中主の商工会に10分の9の補助金を出して、その地産地消だとか、地元商工業者のそういう請負、振興を図るための施設にしようという、そういう話が具体的に動いておりますが、私は先ほど言いました、コーディネートするのが非常に難しいという話、もちろん農協だとか、生産者と給食センターの担当者、営業者がこまめに顔を合わせて議論を、話をしないといけないわけですが、そういう地産地消をうたっている中主商工会へこれから段取りしようとするその運営会社にその辺をコーディネートさす役割を持たすというのも、両方ともがある意味、元々の目的を達するように、そっち向いて動くのじゃないかなという、そういう思いもしておりますし、その辺のことについてお聞きをしたい、再質問したいと思います。

議長（田中栄太郎君） 助役。

助役（川尻良治君） 田中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、ちょっと具体的なことで、1点目おっしゃった、その市内、市外業者で、例えば市外業者で1,000万、市内業者で1,001万の場合で市内が落札できないかと、こ

という意味をまず具体的におっしゃったと思うのですが、心情的にはわからなくはないのですが、現在の入札制度が価格競争で入札を、落札者を決めるという制度をとっておる以上、やはりこれは応札された方の落札額をもって判断をするしかない、こういう状況だと思っております。

現在、この入札制度については、例えば総合評価方式等々、要するに価格以外の要素も含めて入札をすると、こういう方式も現在試行と言いますか、試みられているケースもございまして、これも残念ながら、市内、市外という形での判断材料ではなしに、環境配慮とか、福祉サイドの項目とかいうふうなケースが多いというふうな何っておるところでございまして。

それから、再質問の2点目、電子入札でございますが、これは議員もご指摘ございましたように、なかなかシステム等を構築するについても何億円かかかると、こういうふうにも何っておりまして、しかしながら、最近言われておりますように、談合の防止等についても、一定効果があると、こういうふうなことも言われておりまして、現在、先ほど申し上げた県の南部振興局管内でのこの検討の中では、ひとつこういったことについても検討しようじゃないかと、こういうことで、一定、議論をしよう。

うまくいけば、この南部でこういうふうな開発ができれば、このシステム開発について広域でやれるということで、コスト削減を図れることを期待しておるところでございます。

それから、積算の価格のことでございますが、これは個々の単価をとって、高い、低いと、こういうことを申し上げますと、かなりいろんなケースがあつて、いろんな議論が出てくると思うのですが、一定、先ほど申し上げたように、私どもとしては、1つの根拠をもって積算をする、統一的に積算をする必要があると、こういうふうな考えておりまして、その根拠としては、先ほど申し上げました、例えば県の発行しております実施設計積算単価表だと、こういうふうな申し上げたところでございますが、それ以外については、物価版も使用させていただくこともあるのですが、基本的に、やはり統一的に根拠のある単価表、あるいは積算基準と、こういうことでもってやらざるを得ない、あるいはやっておりますと、こういうことでございます。

それから、透明性ということでございますが、これも私どもの格付表等に基づいて、一定、登録させていただいた業者さんの方のランクを、これも一定公表もさせていただいておるところでございますが、これに基づいて、金額等に応じて、業種別金額等に応じて指名をさせていただいておるところでございます。

それから、職員の資質ということですが、ちょっと私の答弁で、もう絶対大丈夫と、そう言いたいところなのですが、確かに市の職員の専門的な技術者の数もやはりそう多くはない。例えば県と比べても、例えばそういう建築土木の職員の数というのにも限られております。そういった意味では、まだまだ努力をしていっていただかなければならないという、こういうことだと思っておりますが、そういった一環として、先ほど申し上げました建設技術センターへの派遣というようなところで専門的な知識を得てもらおうと、こういうような努力をしておるといところでございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

それから、JVでございますが、田中議員がおっしゃったように、私どもも旧中主町の時代には、市内業者さんが比較的少なかったという背景もあったというふうに聞いておるのですが、実施しておられたというふうにも伺っておるところでございます。

また、要望としては、平成13年ですか、商工会の方からもご要望いただいておりますが、私どもも完全に否定しているわけではございませんが、ちょっと今先ほど申し上げたように、当面、この一般競争入札を、例えば先ほどの知事会の提言等と言いますと、対象工事を1,000万ぐらいまで下げようと、ただしこれは都道府県並びに政令指定都市だというような形ではございますが、こういった動向の中で、本市としてもどういう対応をしていくかということをもまず考えないといけないと。そういう中で、果たして、この市内業者さんを育成するためのJVというのがうまく機能するかどうか、この辺についてはちょっと見極めないといけないというふうなこともございまして、今後の研究、検討課題だと、こういうふうに思っておる次第でございます。

それから、他市との関係でございますが、これも市内業者の育成ということと、かなりある意味では、場合によっては、何と言いますか、相反すると言いますか、部分も出てくるところでございまして、現時点では、それぞれの市がそれぞれの選定基準に、あるいは市内の業者さんの状況等も判断しながら入札参加をしていただいていると、こういうこととございまして、例えばこれを開放してしまうと、逆に野洲市として他市の事業者さんを全面的に受け入れないといけない、そのことが市内業者さんにとってどういう影響を与えるかということについても、やはりこれは慎重に検討すべき、こういうふうな観点でございますので、ちょっと一挙にそこまでは行けないだろうと、かように思っておるところでございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 田中議員の、給食センターに関しましての再質問にお答えをいたします。

今までの具体的な取り組みはということでございますけども、給食センターの食材購入におきまして地元産を使うようにということの声かけというレベルでございます、具体的なことはまだ取り組めておりません。

運営委員会の審議内容につきましては、特に今、新しいセンターに取り組んでおります関係から、新センターの稼働がいつからとか、食器がこのようになるのかということが中心になっておりまして、具体的に地産地消の話題が上がっていたかどうかは、今ちょっと私も承知をいたしておりません。

そして、コーディネート、実際、地産地消率を上げるためには何よりも肝要というご提案につきましては、具体的なシステムにつきまして、まだ具体案を持っておるわけではございませんけども、この中で一番そうした面に高い見識をお持ちの田中議員のお教えも乞いながら、今後考えていきたいと思っております。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいま田中議員から、地域商業施設についてのお尋ねもございましたので、お答えいたします。

この地域商業施設は、地域内小規模事業者の経営安定並びに改善発達を図りまして、地域振興に寄与するということを目的として、中主の商工会の方でその設置を検討していただいているものと承知してございます。

その検討内容について、市の方にも報告をいただいております、その案の中には、地域産業の育成を図るために、地産地消の地域特産物や農産物の販売や企画を行うということも業務にしたいということで案をつくられているように聞いてございます。

市としては、大変結構なことで、これをご支援申し上げる考えでございます。

今後、支援を具体的にどのようにしていくのか。また、市として、その支援を行うときに要件を当然提示したいと思っておりますが、そういったことについて煮詰めてまいりまして、いずれ議会にお諮りしてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとしたいと思えます。

議長（田中栄太郎君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） ありがとうございます。

入札あるいは市内業者の育成につきましていろいろご答弁をいただきました。たちまち

できることや問題なくできることは、職員の、設計事務所の計算ミスを含めて見逃さないような、そういう資質を持っていただくための能力向上だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それと、市長、一言お願いしたいのですが、対イオン、商工会の地域商業施設、今、山田部長からお答えをいただきました。この9月から動く給食センターには即間に合わないと思いますが、やっぱり長期的には商工業者も農業者も、やっぱり市民全部がプラスになるような方向で、その給食センターの地元の利用率を、たちまち30%という目標があるわけですから、それがアップするような手だての1つとして、私は十分、物すごくいいことじゃないかなと思いますし、その辺、市長のコメントをいただきたいと。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 最後の質問を私の方に譲っていただきまして、大変ありがとうございます。

7,000食からの調理ができる立派な給食センターができるわけですが、食育あるいは地産地消を私は大きく表へ打ち出しまして、やっぱり健康な食材をもって給食センターの運営をしていきたいと。きのうからもいろいろなご意見が出ているのですが、教育委員会は農政課にと、こういう言い方もするのですが、そうじゃなくして、やっぱりみんなが、子どもさんが食べる食材をどうしていくのかということを考えていく、これが私、給食センターの運営の基本だと思います。

だから、私が思いますのは、若干よそのことを言うのですが、NHKのテレビで一遍放送があったのですが、栄養士または調理師さんが献立をつくって、これに合った食材を持って来なさいと、こういうことやなしに、野洲市内でありますいろんな農作物、または他の部門でも、それに合ったような調理計画を組んで、需要と供給のバランスをとっていく、そういうことが地産地消に結びついていくのではないかと、こういうふうに思いまして、これは栄養士さんの立場もあると思いますけれど、こういう献立に合わせたものを持ってこいと言われたときに、農家にそれがあるか、ないかのことだと思うのですが、その辺をうまくコントロールしながら、30%とおっしゃいましたけど、もっと上げて、やっぱりきのうの質問にもございました。お米だけやなしに、そういうものもすべて地元で調達できたものを地元の子どもさんに食うていただいて、健全な発育を促していくと、こういうことが必要だと思いますので。

これは農政課を通じてとか、どこどこを通じてやなしに、やっぱり給食センター自らが

地域にできるものを調達していくと、こういうことが肝心ではないかと。物を集めて煮て、学校へ持って行って、子どもさんに食ってもらうだけが給食センターの任務ではないというのを申し上げて、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第6号、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今議会におきましては、市民の皆さんからたくさんのメールや封書をいただきました中から、行政改革、財政健全化計画、そして農業施策に絞って質問をさせていただきます。

平成18年行政改革財政健全化についてで、まず1点お伺いいたします。

平成18年5月付の中期財政見通しによれば、平成21年度には25億円の累積赤字に達し、財政再建団体に転落すると見通しされています。市民の生命、財産を守る責務を第一とする行政、議会は、この由々しき事態を打開するため、毅然としたポリシーと精査により、斬新で合理的な行政運営への改革、そして、硬直化した財政行動を改善し、恒久的な黒字体質へと早急に転換する使命感を強く意識しなければなりません。

地方自治体の首長は経営執行の最高責任者であり、その権限は一国の大統領に匹敵する強大な権限を有しているとしばしば表現されます。しかし、権限と裏腹に、その責任の重さや道義的な認識はあいまいもことも言われます。

市民の皆様は、財政的危機に直面している今、効果的な改革、改善策の執行と経営手腕を発揮し、速やかな危機回避を市長に強く求めております。

さて、前年度対比14.2%減で163億6,300万円の19年度当初予算案が今議会に提案されました。一見大幅な削減予算との印象ですが、18年度は21億円強の合併特例債事業の執行があり、それを除けば3%そこそこの削減にとどまります。また、基金繰り入れ、これは財政調整基金ですが、9億1,500万円、起債14億1,070万円を見込んでの編成であり、20年度での最終赤字、さらに21年度の財政再建団体回避への道筋には、なお隔たりがあります。

この意味合いにおいて、本格的な財政健全化元年としてはインパクトに欠けているものであり、さらなる削減が求められていたのではないのでしょうか。

このような観点から、行政改革、財政健全化に関連して検証させていただきます。

まず、行政改革に関して、第1点、最終的に設定された行政評価制度のシステムフローは。第2点、予算編成方針に、行政評価制度により検証された施策の優先度や改善事項の検討結果云々とあり、予算編成にあたって、行政評価システムが機能した形跡があります。

検証により改善された事象の内容及び削減・効果の創出額は。第3点、行政評価の検証・評価に関し、第三者に公正な評価を仰ぐのが適正であると提言してまいりました。このことは行政の発言にも共通の認識があったと理解しています。その実態は。第4点、三位一体改革による地方への税源移譲はどの程度進み、今後どのようになるのか。また、当市財源への影響は。第5点、県の権限を市町へ移譲する条例が12月県議会で可決されています。01年度に始まり、これまでに472項目が移され、さらに07年4月から10年4月までに573項目が移されるとのことです。移譲される権限の概要及び行政や市民への影響は。第6点、情報公開の一環として、旧中主地区の皆さんに議会の様子を中継モニターあるいはビデオによる映像サービスの提供を以前から提言してまいりました。18年3月議会でモニター設置については今実施する考えはないが、市民のニーズ等々があるので、検討してまいりたいとの所見がありました。ビデオ放映については、いい提案であり、議会でビデオは撮っているので、これは早急に検討したいとの答弁でした。既に1年が経過しています。早急にという言葉に対する概念とその対応は。

次に、当初予算編成にあたっての検証をさせていただきます。

財政健全化計画実行プログラムには、1、歳出の削減、2、効率的行政運営、3、歳入の確保の3つの削減要素を設定して、削減や効率化による財政健全化目標が設定されています。19年度予算編成にあたっては、言うまでもなくこの目標を達成するため、最善の努力が払われたことと史料します。

18年度、19年度で実施または継続レベルにある項目について、19年度予算への反映数値を以下の削減要素、個々についてお伺いいたします。

大項目1、歳出削減部門、1、人件費抑制、期間内目標値4億円に対し。2 一般行政経費の削減、同じく1億6,000万円に対し。3、投資的経費の抑制、同じく2億5,000万円に対し。4、補助金の見直し、同じく4,000万円に対し。

大項目2、効率的行政運営部門、1、外部委託、民営化等の推進、期間内目標値1億円に対し。2、公共施設の統廃合及び有効活用、期間内目標値未設定に対し。3、行政評価システムの運用、同じく未設定に対し。4、組織機構の見直し、同じく目標値未設定に対し。

大項目3、歳入の確保、1、市税の増収確保、期間内目標値8,000万円に対し。2、受益者負担の適正化と増収確保、同じく2,500万円に対し。3、財産収入の確保、同じく3億1,000万円に対し。4、基金の確保、前年度からの繰越金の3分の2以上積

立の目標値に対し。

この質問は設定目標に対しどれだけ実践されたかをはかる重要な検証です。回答に項目漏れのないように、また、数値が上がっていない項目については、経過や取り組みについての答弁を求めます。

次に、農業施策について伺います。

日本の農業は、農業人口の減少、従事者の高齢化、生産コストが高いなどの国内事情、またグローバル化した米生産を背景として、ガット・ウルグアイラウンド、WTOに係る貿易事情などによる食料自給率の低下、さらに輸入農産物の安全をも憂慮される状況に立ち至っております。

国は、これらの背景を踏まえ、これまでの全農家を対象とした品目ごとの価格に着目して講じてきた価格政策を、経営全体に着目した担い手に対象を絞り、経営全体に着目した所得政策、新たな基本計画へと、戦後農政の大転換を平成17年3月に決定されました。

野洲市においても、この新たな基本計画の19年度導入に向け、担い手の育成、確保に注力し、野洲市の水田2,165.9ヘクタールの将来像構築に鋭意努力されているものと思料いたします。

17年12月議会で、担い手による営農農地集積面積は713ヘクタールとお聞きしました。18年度における農地集積の進捗について伺います。

第1点、認定農業者、法人特定農業団体、集落営農団体に区分し、その区分別事業者数及び区分別の集積面積の現状は。第2点、第1点のうち、新たな基本計画に沿った説明や担い手育成を開始した17年以降、担い手営農へ集積できた面積は。第3点、全国的には、国の考えどおりに農地集積が進まない状況が報告されております。大規模農業者に耕作委託していた農家が集落営農参加のため農地返却を要請しているなど、農地の取り合いといった問題も起きていると認識しております。

野洲市の年次中間目標（18年度）1,000ヘクタールの集積達成見込み、及び現状の課題とその対応について伺います。

第4点、目標年次（22年度）の集積目標1,450ヘクタールの達成見込みとその課題についてお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 三和議員の行財政改革あるいは健全化の問題についての施策評価あるいは行政評価の問題について、私の方からお答えをいたします。

あと、以下、計数的なことについてはそれぞれの部長からお答えを申し上げます。

それまでに、非常に厳しい言葉で、財政的危機に直面している、22年には赤字に落ちる、再建団体になると、こういう指摘を受けました。確かに18年の財政見通しではそういう資料を配付いたしております、絶えずその見直しを行っているのですが、主に歳出を主にしたシミュレーションをつくりまして、歳入については現況で行っているという事態がございますので、たまたまそういう資料になって出るのでありますが、今現在手持ちで持っておりますのは、10億ぐらいまでも減額をしている。

それと、もう一点肝心なことは、いわゆる野洲市の標準財政規模、これの累積が20%を超えると赤字の指定団体に落ちるということでございますので、野洲市の場合で大体行きますと、20億円ぐらいの潜在赤字があれば再建団体。簡単に再建団体、再建団体とおっしゃるのですが、そう簡単に再建団体になるということは私は望んでおりません。

ただ、ちょっと三和さんに申し上げたいのは、こだわりという議会活動のこういう報告書をお配りになっていきますね。これ、直接私の家へ持ってきた市民の方がいるのです。ここにも書いておられるのですね。いったいもってこれは何だということなのです。だけど、この市民の方には説明を申し上げました。確かにおっしゃるように、今現在野洲市には400億ぐらいのいわゆる起債残高があるわけですね。その前にも申し上げました、70%ぐらいは国が責任を持って返してあげるから借金をして公共事業を進めなさいと、いわゆるバブルの崩壊後の経済不況時代の施策の分が今あるわけですね。だから、おっしゃるように、ここにも書いておかれるのですが、1人当たり100万円ぐらいの借金があって、4人家族だと400万からの借金になりますよと書いて配っておかれるのですが、額だけで行くということなのです。ただ財政構造上のバランスを見ていただいて、こういうことを市民の皆さんにおっしゃっていただかないと、市民の皆さんは、また夕張のこのようなど、こういうことでおっしゃって、これを持ってきてくれたのですが、私はずっと説明をいたしました。時間をかけて。まあ、安心をしていただいたのですが。

そういうある面だけを強調してやっていただくと、市民の皆さんが非常に混乱を。もうこんなことやったら野洲市から出て行こうと思うてると、こんなことまでおっしゃって野洲市の人口は減っていきますからね、そういうことも私は教育や福祉には熱心に取り組もうとやっているのですから、ご理解をいただいております。

それでは、お答えを申し上げます。

まず、行政評価制度のシステムフローについてでございますが、評価につきましては、

施策評価と事務事業評価と2つに分かれると思います。まず施策評価については、事務事業評価の結果の総括や市民アンケート調査の結果をもとにしまして、各施策レベルでの課題を各担当課長による施策的な技量により、まず検証するものでございます。

この結果を基準にして、重点的な施策など、次年度の予算編成の更新の策定につなげていくと、こういうことにしていきたいと、これが施策評価でございまして、事務事業評価につきましても、前年度の事務事業の課題を統一したいいわゆる評価シートを用いて議論した後、外部評価の委員さんに検証を行っていただこうと、こういう二段構えを考えております。

外部評価委員による検証を行いまして、経費の縮小のみならず、その事業の拡充、発展などを含めまして、大局的な視点から、やっぱり次年度以降の改善事項を明確にしていきたいと、こういうふうに考えております。

いずれの評価体系におきましても重要なことでございますので、機械的な点の評価だけではなく、まず手法を基準に置きながら有機的な政策議論であると認識をしておきまして、事務事業評価を相互に関連させながら実施をしていこうと、こういうことで、その評価の結果を予算に対応させることが重要であると、こういうふうに受けとめております。

次に、評価の検証による改善内容がどうであるのかと、こういうことですが、平成18年度に実施いたしました行政評価の成果につきましても、まず、施策評価により施策別に明示した予算編成方針を策定いたしまして、平成19年度予算については、その内容に沿いまして、一例として、子育て支援事業の充実などに配慮した予算を編成いたしております。

また、事務事業評価につきましても、改善に向けて何らかの課題があると検証した事務事業は、全体で960事業のうち319件、約33%でありました。その内容についてでございますが、事業規模を拡大すべきとした事務事業は81件で、全体の8%、事業規模の適正化などの経費の効率化を図るべきとした事務事業が190件で全体の20%、事務執行体制など、単なる事務改善を実施すべき事務事業が50件で約5%というような事務事業評価を行った結果でございます。

これらの検証結果について、現実が可能なものから速やかに実施を進めるということでございますが、19年度予算に反映したところでございますが、なお効果額については、評価により増強された事業もございまして、改善を実施した場合もございまして、それを明確に把握することは、今、数的にはできませんが、事務事業評価の実施以前から見

直しが予定されていたものなどを含めると、削減額がおおむね4,000万円ぐらいを把握しております。また、19年度予算に反映ができなかった事業については、来年度以後に評価作業で継続して管理をしていこうと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、第三者評価の関係についてでございますが、平成19年度に外部評価制度導入を実施する予定でございますが、識見者を含む外部評価と内部評価の2つの評価体制を構築する予定をいたしております。

これによりまして、内部評価の緊張感を高めると共に、外部の視点から事務事業の改善策、新規事業の必要性等についての建設的な提言をいただけるものと考えております。

外部委員として、おおむね5名前後の委員さんをお願いしてはどうかと、このように考えております。

次に、税源移譲についての質問がございましたが、三位一体の改革による国から地方への税源移譲は3兆円ということでございますが、本市の影響額は4億4,680万ということございまして、平成14年度から鳴り物入りで始まった三位一体改革の基本方針の目標額は、国庫補助負担金、地方交付税の改革等を含め、この3兆円の税源移譲は現時点では終了したものと認識をいたしております。

また、権限移譲についても質問をなさいましたが、平成19年4月から平成22年4月の4年にわたって、農地転用に関する事務及び都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務など、32事務、296項目の権限移譲を受ける予定をいたしております。権限移譲に伴う事務量がふえるものの、処理件数において、事務経費が交付金として交付される予定になっておりますのでお含みおきを願いたいと思います。

また、事務権限を受けることによりまして、事務処理の迅速化、あるいは住民サービスの向上、市の個性を生かしたまちづくりもできるというような可能性もございますので、事務の一元化的な処理による事務処理の効率化を図ることができまして、市民に最も身近な自治体で処理できる権限がふえるということでございますので、市民にとってはこれは利便性が増すものと考えられます。

以上までを私の方からお答えをいたしまして、あとは部長の方でお答えをしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、私の方から、残りの質問というか、お答えをさせ

ていただきます。

まず、議会の中継モニターのご質問でございますが、この約1年間、コミュニティセンターやすでのモニター中継等の実態を見させていただいておりますと、ほとんど視聴されていないのが現状でございます。また、市民から、新たな施設へのモニターの設置のご要望も寄せられていないという状況でございます。このような現状から検討いたしました結果、モニターの新設は急を要するものではないと判断をいたしております。

また、分庁舎での翌日のビデオ放映につき検討もいたしましたが、放映する施設、また機器の管理の問題もございまして、現在のところ、設置ということまでは考えておりません。

続きまして、財政健全化計画に基づく予算への反映状況についてでございます。

まず、歳出削減のうち人件費の抑制では、教育長を含む特別職の給与の削減、職員数の削減、並びに職員手当の見直し等で、平成17年度決算と比較をいたしますと、約2億1,800万円の削減となっております。

一般行政経費では、従来の経常的な物件費で3%、約9,000万円の削減を行ったところでございますが、平成19年度では、中学校給食の完全実施などの臨時的な経費の発生やコミュニティセンターなかさと、ひょうずの指定管理者制度の導入などで、物件費総額では増加する結果となっております。

投資的経費では、総額で27億6,000万円の縮減となったところでございますが、一般財源ベースでは平成18年度と同額程度となっております。補助金の見直しでは、単独補助金で約1,150万円の削減となります。

次に、効率的な行政運営の観点では、外部委託民営化の推進及び公共施設の統廃合に關しましては、その指針を現在策定中でございます。最終調整を行っているところでございます。

行政評価システムによる効果額につきましては、先にお答えいたしましたとおりでございます。

組織、機構の見直しにつきましては、本年10月実施を考えておりますが、これにつきましては数値目標の設定はできないというふうに思っております。

歳入の確保につきましては、市税の増収確保と受益者負担の増収確保では、平成18年度決算を確認する必要がございますので、現時点では金額は不明でございます。

財産収入の確保では、平成18年度で3,200万円、平成19年度では約3,000

万円を見込んでおります。

基金の確保では、平成18年度において3億5,000万円の積立を行ったところでございます。

いずれにいたしましても、健全化計画の実行プログラムに沿った実績の把握につきましては、平成19年度の早期にその検証を行う予定をいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまの三和郁子議員のご質問にお答えさせていただきます。

農業施策関連について私の方からはお答えいたします。

第1点目の担い手の現況ですが、認定農業者数は95人、農業生産法人は5社、特定農業団体は6団体、集落営農組織が18組織となっております。

また、それぞれの農地利用集積面積ですが、利用権設定済面積の他、品目横断的経営安定対策の加入要点であります特定作業受託の面積も含めて、12月1日に調査をした状況でございますが、認定農業者は717ヘクタール、農業生産法人は212ヘクタール、うち畑が11ヘクタール入っております。

それから、特定農業団体は171ヘクタール、集落営農組織が241ヘクタールとなっております。

第2点目の17年以降に担い手に集積できた面積を算定いたしますと550ヘクタールの集積が進んだということになります。

それから、3点目の、18年度の集積目標数値であります1,000ヘクタールを上回っているかということでございますが、これは総集積面積としましては1,341ヘクタールということで上回っております。

ご指摘のように、一部の集落で認定農業者に利用権の設定をされておられた方々が、集落営農組織に変更したいという相談もございました。

これについては、農業経営の安定を図り、将来の地域の担い手を確保、育成していくため、認定農業者も集落営農組織の一員となっていただくなどの対応をお願いしてまいります。

それから、第4点目のご質問であります平成22年度までの目標達成見込み1,450ヘクタールにつきましては、現在も積極的に担い手の育成を推進していることから、本目

標の達成は可能であると確信しております。

なお、今後の課題としましては、特定農業団体や集落営農組織におきまして、その集落リーダーや後継者の確保、育成を進めていく必要があると考えてございます。5年後の法人化に向けて体制整備をしていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今、市長の方から、私の後援会だよりほっこりをこの議場でPRしていただいて、ありがとうございます。私は、それ、市民にどうして財政のことを知らせているかということは、今、マスメディアを通じて、夕張市等々で財政再建団体、あるいは全国的にも多くのそういう自治体がありますよということがマスメディアを通じて国民が知らされているのです。ですから、野洲市もそうならないように市民も我慢するところはして下さい、そういう意味も含めて、それ、一般財源、特定財源を含めて、このままで行きますと約500億円近い借金になりますよということを前もって伝えていっているのです。そういう意味で伝えていきますので、誤解のないようにしっかりと私のほっこりを6,000部配っておりますので、見て下さい。

それで、まず、行政評価についてお伺いいたしますが、19年度に外部評価制度導入するということですね、このことについては評価させていただきます。これ、今、聞き取りにくかったのですが、内部評価と外部評価、同じ評価書で行うのか、もう少し具体的に説明お願いできますか。ちょっと今わかりにくかったのです。

それと、先日来からの代表質問の中にも、この財政健全化については質問等ありましたが、ちょっとしっかりと私の方で記憶がありませんので、再度確認をさせていただくところが出るかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

そして、行政評価結果を広報やホームページで公表するお考えは聞いておりますけども、私は市民にとっては一番のサービスは閲覧できる形が最もふさわしいと考えますが、いかがでしょうか。

それと、12月議会で財政健全化計画実施にあたっては、実施計画書改善シミュレーション等の作成をして、PDCAサイクルによるマネジメントをするとの答弁がありましたが、実施計画書は策定されているのでしょうか。ちょっとこのところも聞き取りにくかったのです。できているようでしたら、資料配付の上、説明をお願いしたいのですが。

次に予算関連ですが、中主中学校のパソコンの件ですけども、365万3,000円の

予算計上ですね。これ、12月議会で確認をさせていただいた中主小中学校のIT機器の件は、小中学校とも、部長の方でしたかね、質、量において授業等に支障があることへの配慮と、私は、答弁がありましたことへの配慮だというふうに思っておりますが、しかし、なぜ中学校だけだったのでしょうか。これは教育機会の不平等が生じている状況の認識は合併当初からわかっていたはずですよ。3年も、これ、放っておいてよいのでしょうか。これは財政が苦しいからの理由は、この件に関してはよくありませんね。中学校とほぼ同額の経費で整備できると12月議会で聞いております。中学校の整備費が365万円は19年度の予算の163億円のわずか0.022%です。100万円札の新札の厚さが1センチですから、1万円新札の高さで比較いたしますと、この163メートルに対してわずか3.6センチなのです。行政評価システムで、これ、検証されたのでしょうか。これ、整備しなくてもいいという判定になったのでしょうか。そうではないはずだと思いますよ。こういう市内校で格差があってはならないと思います。大人が子どもを守らなくて誰が守るのでしょいかね。小学校6校、中学校3校、中主小学校だけ教材がないということになっているのです。昨日の市長の代表質問の答弁で、福祉、教育にお金は惜しんではならないと、そういう心強い答弁がありました。市長、これ、どうでしょうね。こういう、今、小中学校にはこういうIT機器の不公平が生じているのです。教育長もどのようにお考えでしょうか。これほどの緊急要件はないとお考え下さい。6月議会で補正予算措置をしなくては行けないと私は考えます。これは見解でなく決断をお伺いいたします。

次に、情報公開に関してですが、部長の答弁、18年3月の答弁と今議会での答弁では天と地の開きと整合性が全くありません。最初から実施するつもりがないのなら、18年3月の議会で答弁しないで下さい。今、市民から要望が寄せられていないということですね。要望を寄せられておられますよ。これ、女性団体連絡協議会ですね。これ、毎年行われていますけど、そのときにもモニター設置の要望出ておりますよ。ケーブル等々の経費がかかるからということで、前向きに検討していくというお話とか。ビデオに関しては、これはそんなに高い費用ではないですよ。だから、早急に実施するという答弁だったと思うのです。

市長懇の方でも、このモニターはやりますという、そういうお話をされているということも市民の方から私は伺っている中で、1年経過した中でどのようになっているのかお聞きしているのです。これ、どうしたらできるかを考える発想の転換が必要ではないでしょうか。コミセンやすでは傍聴者がいない。あんな会議室のところ、戸が閉まっているとこ

ろ、モニターがあるって誰がわかりますか。もっと前向きに。国会中継でも、テレビを通じて皆さんすごく興味を持っておられますよ。今、宮城県の県知事のところなんかもね。野洲市もそういうふうに、野洲市議会を活性化するためにも理事者の皆さんも考えて下さい。これは議会との調整ということ、議会で話し合ってくださいということですけども、私はこの答弁者の手腕を6月議会で再度確認させていただきますので、所見は要りません。

農業施策について、2件お伺いいたしますけども、野洲市の水田台帳面積が2,165.9ヘクタールですね。担い手の集積目標が1,450ヘクタールですから、全体の3分の1、約716ヘクタールが残ることになります。この農地に対してどのような農地振興を資するのか、まず伺います。

第1点目の質問に関連してですが、2月25日、市民の方から、これから農業を始めたいという人のために何か計画がありませんかということが私のメールの中にいろいろと入ってきております。

17年12月議会で提言いたしました農家と協力して農業を維持し、お互いがメリットを得るシステム、ペアリングファームシステムをメールで返しましたところ、その方からすぐ返事が返ってきました。ぜひ実現して下さい。楽しみにしております。農業をしたい人、そして、農業を手伝ってほしい人、ハウス栽培など共同経営をしたい人など、お互いのニーズや情報を紹介、あっせんをするペアリングサポート窓口を行政に設置して、そしてペアリングファームの育成を手がけてはいかがでしょうか。所見をお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、行政評価の関係で、内部評価と外部評価の違いというふうにお尋ねだったと思いますが、内部評価はおっしゃるとおり職員でございます。外部評価につきましては、市民を含む外部の委員さん5名程度を予定いたしております、この方に検証をお願いしたいというふうに思っております。

それから、総合計画、財政健全化計画の管理方法ということでしたが、総合計画の実施計画につきましては、19年度早期に年次計画、3年間の年次計画を立てましてローリングをしていくと、年次ごとにローリングをしていくということでございます。

それから、財政健全化につきましては、実施計画書は現在策定中でございます、公共施設の管理指針とリンクする点が多くあるので、この方針が決まり次第、中身を固めていきたいというふうを考えております。

それから、予算の関係で、中主中学校のパソコンの関係を例に出されまして、中主小学校はどうするかということをごさいますして、これは何も整備しなくてもよいということではございません。年次計画でやりたいということをごさいますし、まるっきり今ないということではございません。確かに能力的には劣りますが、その他に学校関係で机の購入の方が早急であると判断をいたしましたので、個々で選択をいたしまして、中主小につきましても、今年度ではございませんが、引き続き整備はする予定はいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 三和議員の方から、農業施策関連につきまして再質問がございましたので、それについてお答えいたします。

まず、集積がかなり進んでいるということだけれども、その残った農地振興をどうするのかというご質問だったかと思えます。

当然、集積を進めていくべくこれまでと引き続きいろいろ働きかけ、活動等を進めていきたいと思っております。

ただ、集積そのものが目的ではなくて、あくまで野洲市の農業で、食料生産、それから農業の業として振興していただく、それから地域振興を担っていただくといったようなことのために行政としては農業の振興を図っているというところがございますので、将来的に地域の担い手の確保をしていくということが一番の眼目と考えてございますので、農地そのものの集積は当然でございますが、それは将来の担い手のためにやっているということで、先ほど申しましたが、その集落リーダーや後継者の確保、育成というところが重要視して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

この点につきましては、昨日も野並議員の方からも、後継ぎ、それから生計が立つというのが大事だと言われていましたが、まさにそのとおりだと思いますので、そこに向けての農地の集積だというふうにご理解いただければというふうに考えてございます。

それから、2点目の、ペアリングファームシステムということでご意見をいただきました。確かに農業については新規参入、大分いろいろ条件があるということで、これはご承知かと思いますが、これにつきましても、確かに農業に関心を持つ方が非常に多くなっていらっしゃるというふうには考えてございます。ただ、私どもとしては、先ほど申しましたように、将来地域の農業を担っていただくという方をまず優先して育てていきたいというふうに思っておりますので、例えば面積要件でありますとか、将来どういうふうに経営さ

れるのかといった、そういった要件を設けさせていただきまして、そういった方々をご支援申し上げるといふことにはしておりますことはご理解いただければと思います。

ただ、そこに向けて、いきなりというわけにはいきませんので、例えば試しにやってみたいとか、いろいろなニーズがあるかと思えます。市の方でも、市民農園をしたりとか、いろいろな形で農業に関わるといふ関わりをふやしていくという方向にはございます。例えば田んぼの学校ということもしておりますし、魚のゆりかご水田というふうなことでもやっております。

また、農業そのものではなくて、農業が担っている自然といふか、生態、生物に関係ある関心の方々にも参加していただけるように機会をふやしているところでございます。そういったことを通じて、農業と市民の方がいろいろな接触をふやしていくということを通じまして、農業を身近に感じていただき、また、その中から、農業をぜひ本格的にやっていただきたい、ああ、やってみたいという方が出ていらっしゃるといふことはまさに望ましいことだと思っておりますので、引き続き市民の方と農業をしている方の距離が縮まるような活動を他の部局と共に進めていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 三和議員の再質問の中で、去年3月総務部長をやっていたのは私でございますので、その中で、先ほど、三和議員がすると言ったと、それを、分庁舎のビデオをすと言ったということ先ほど言われましたので、私はそのときは、この質問書に早急に検討したいということはお答えした記憶がございます。ただ、議会のこのビデオについては、そのときにもお答えしていると思うのですが、このビデオ、議会のこの中継については議会の広報活動と関連するから、私どもで勝手に決められないと、だから、その辺は早急に検討するということでお答えさせていただいたということで。私があたかもうそをついたような形に。私自身にとりましてのちょっと訂正だけ。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

北口部長、申しわけないですね。このモニターの件なのですけどもね、市民との懇談会のところ等々でもたくさん出ていると思うのです。これ、議会が決めるということ言われますけども、これ、議会が決めないところもあるのですよ。行政が予算を立てて、議会で承認を得るといふ、そういうところも多くあるのですよ。それを私は伝えているのです。

行財政の財政健全化に関してですけども、今実施計画中ということ伺いましたが、こ

れはまだ未完成ということですね。これ、期間内の年度ごとの目標が示されていなかったとすれば、これは成り行き予算になってしまいます。野洲市の将来的な財源は、答弁にもありましたけども、税源移譲も終了したようですし、ほぼ本年度規模と覚悟しなければならぬでしょう。

改善計画を進めるにあたりましては、行政評価制度の効果的な活用と年度ごとの改善目標値を明確に設定し、そして、複数年度の予算管理をこれは意識していかなければなりません。実行プログラムにありますように、22年度にはおおよそ15億円程度の財政構造改善を図らなければ基金を生み起こすことが、生み出すことができないというふうになっておりますが、何よりも大切なことは、行政内に強い共通意識がなければ達成できないと思います。

実施計画書の説明を今計画中ということでしたが、いつごろいただけるのでしょうか。お伺いしておきます。

農業施策につきましては、今の野洲市の農業競争力はまだまだ弱いものと思います。今後、行政としても新たな基本計画への対応は言うまでもありませんけども、お米、今、メロンですね、こういうさらなるブランド力の向上、また、新しい農業振興のカンフル剤となるシーズ、種の発掘を、これ、していかなければならないというふうに思います。

そのために、調査、研究に全力を尽くしていただけることを強く求めておきます。

それで、最後なのですが、ぜひとも伝えてほしいということが届いておりますので、ちょっとお名前は伏せさせていただきます。

市長並びに市役員幹部に申し上げます。私の在籍する野洲市の財政は大丈夫か。夕張市のような財政に将来なる要因は1つもないのか。十分点検し、神経を使っているのか心配だ。なぜこんなことを申しますかと言えば、1つ、今話題の栗東の駅へ大金投資賛同、1つ、職員に対しての経費の有効活用意識教育、1つ、税収の滞納に対しての回収努力等々、財政運営にまつわる重要課題への取り組みが十分になされていないことからかんがみて、将来が不安視されるのです。

私はわずか月15万円の年金で生活をしています。まだましな方だと思っておりますが、余生から見て、人生を楽しむ資金までの余裕がないのが現状であり、ましてや、先の老後に残すお金もままならぬのである。もし、これから先の人生において夕張市の状況下に野洲市もなったら、私の老後はどうなるのか、不安が募るばかりです。毎日の生活が安心して暮らせるよう、市長以下、職員の研さん努力を願う次第です。多分市民の多くが同じ考

えだと確信しています。というような封書等が届いております。

また、もし市長、これ、目を通したいというお考えがあるようでしたら、私、今日たくさん持ってきておりますので、また市民の声、この議場の声、外からの声を聞いていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

財政健全化の実施計画のでき上がる時期はということでございますが、現在策定中でございます。何とか4月末には配付させていただけるのではないかなというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。再開を10時55分とします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時53分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございます。

私は税及び公共料金の滞納状況と今後の対策についてお伺いをいたします。

平成18年度につきましては13億円余りの基金を取り崩すことにより何とか編成されましたが、また、平成17年度末地方債残高が245億、18年度見込みが259億、19年度末見込み額が253億、また、そこに特別会計208億と今日の極めて厳しい財政事情につきましては、市では十分認識されていると思います。

行財政改革の断行はもはや避けて通れなくなってきております。

行財政改革におきましては、当然、歳出の削減が主となりますが、税や公共料金といった歳入の確保につきましても重要な点となります。これらは単に歳入を確保するということにとどまらず、公共性を確保するという観点からも重要な点となります。

よって、私は平成18年第2回定例会3月において税及び水道料金をはじめとしたその他の公共料金の収納状況と滞納状況、さらにはその対策などについて一般質問をさせていただきました。

その後、また、他の議員諸氏からも同様の質問もされており、市からは歳入の確保に向

けて全力を挙げて取り組む旨の回答がございました。

その後、コンビニでの収納や水道料金でありましたか、収納業務の一部民間委託などの新しい取り組みがされていますが、私は、さて、これで税及び公共料金に現在見られる大きな滞納状況が好転するのか、いささか疑問に思うわけでございます。

よって、改めて次の3点についてお伺いいたします。

まず、税及び他の公共料金の収納、滞納状況についてであります。

1つ、税及び他の公共料金、特に水道使用料、下水道使用料、保育料、給食費、住宅使用料などの平成17年度末現在の滞納額及び滞納数の実人数、税以外は項目別にお問い合わせします。また、各項目ごとの平成17年度の滞納状況と滞納者数の実人数を教えてください。

2点目、税務課、納税推進室の設置による成果は。

3つ目、他の公共料金の滞納者対策を具体的にお伺いいたします。

以上であります。

議長（田中栄太郎君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） それでは、中島議員の税及び公共料金の滞納状況と今後の対策についての一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1点目の、税及び公共料金の平成17年度末での現在の滞納額及び滞納者数等についてでございますが、市税におきましては2億5,289万2,000円、国民健康保険税では1億9,834万9,000円の未納となっております。

実人数についてもご質問されておられますけれども、実人数につきましては、現時点では、現時点から平成10年度末にさかのぼって算出することができませんが、昨年11月に年末の滞納整理のため発送いたしました催告書が3,066通でございますので、これを参考数字として、ご理解をお願い申し上げます。

また、この後、公共料金等でございますが、水道料金等におきましても、17年度末にさかのぼっての実人数につきましては、システムの関係等で算出ができませんので、滞納者につきましては件数で報告をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

そうしたことで、まず水道料金では1億2,386万7,000円でございます。ただし、この中には、口座引き落としの関係がございまして、翌年度の4月収納分といたしまして6,458万6,816円を含んでおります。

次に、件数でございますが、1万3,998件でございます。これにつきましても、口座引き落とし分の4月収納分が5,900件を含んでおりますので、よろしく願いいた

します。

次に、保育料におきましては1,090万4,000円、597件、また学童保育料につきましては34万9,000円、7人、また、介護保険料では555万円、1,349件、公営住宅使用料では1,972万6,000円、63人、下水道使用料では2,196万9,000円、3,362件でございます。また、下水道受益者負担金では113万5,000円、123件、幼稚園保育料では21万1,000円、8人、そして、給食費では185万9,000円、50人となっております。

次に、平成17年度分の滞納状況と滞納者数についてでございますが、平成17年度末決算での滞納額につきましては、17年度現年度分につきましては市税で6,254万8,000円でございます。国民健康保険税では5,911万4,000円となっております。

その他の公共料金では、水道料金で7,876万7,000円、ただし、この中には口座引き落とし分で翌年度の4月収納分で6,458万6,816円を含んでございます。また、件数につきましては8,398件、ただし、この中には口座引き落とし分の4月収納分5,900件を含んでおります。

また、保育料では266万8,000円、198件、学童保育料では34万9,000円、7人、介護保険料では322万4,000円、690件、公営住宅使用料では761万1,000円、49人でございます。

下水道使用料では1,007万3,000円、1,300件でございます。下水道受益者負担金では1,000円、2件、また幼稚園保育料では11万6,000円、6人、給食費では41万6,000円、21人となっております。

次に、ご質問の2点目の納税推進室の設置によります成果でございますが、滞納市税の徴収におきましては滞納者の実情把握によりまして、納付が困難な方と納付にルーズな方、納付が可能で納めない、いわゆる悪質な方に大別をいたしまして、それぞれ対応を変えまして徴収業務を進めているところでございます。中でも、悪質滞納者につきましては強制滞納処分を積極的に行っておりまして、平成17年度では不動産差し押さえ27件、また、給与差し押さえで1件、所得税の還付金で7件を執行しておりますし、今年度は2月末現在では、不動産差し押さえが19件行っております。

また、給与差し押さえ1件、また預金差し押さえ17件、また国保の給付金2件、こうした滞納処分を執行したところでございます。

そうしたことで、納税推進室設置後、ある一定の成果が上がっているものと考えている

ところでございます。

いずれにいたしましても、国からの税源移譲が今年度の住民税の増で実施されますことから、ますます市税の徴収体制の整備が重要と考えておりますし、今後の徴収業務の取り組みにより納税推進室を設置いたしました意義へとつながるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問でございますが、水道料金等につきましては、平成18年度より民間委託を行いまして、収納率の向上に努めているところでございます。また、今後におきましては、手軽な法的手段としてございます支払督促、また、少額訴訟の制度の活用につきましても庁内で検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） ただいまの回答を受けまして、再質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、市税が2億5,000万、国保が1億9,800万、約4億5,000万、その他水道料金等、たくさん未納があるということで、今、ご回答いただきました。これにつきましては、後で結構ですから、各議員さんにこの明細をお配り願いたいと思います。

納税課は、納税推進室では努力していただいていると察しますが、それを踏まえて、なお厳しいことをあえて言わせてもらいます。精いっぱい努力をしていただいていることに対しては敬意を表しますが、それでも今、答弁いただいた莫大な額の納税が現にあることも事実でありますし、こうした状況を、なお変化させるための努力は引き続いてもらわなければなりません。ついては、今日の税の滞納現実を文字どおり市役所の危機ととらまえて、その所属を超えて、全市役所を挙げて特別チームを編成し、年間を通じてローラー作戦的に滞納整理を行うという考えは考えられませんか。そのためには、その準備が大変だとか、過去に行ったが、さほど成果が上がらなかったとかの声が出てくるでしょうが、松下電機の新聞にも載っております、あちこちテレビでも放送しておりますが、松下電機の全社員を挙げてのヒーター探索の活動ある、見るまでもなく、全庁を挙げての滞納整理により、現実の危機感と問題意識を職員のすべてが共有することが可能とするでしょうし、また、市役所の市民への理由のない滞納は許さないという無言の態度表明になるのではないかと思います。

私も改革推進委員会の提言を読ませていただきました。その中には、市税等の収納向上

のため、全庁横断的に、組織及び体制を整備し、徹底した徴収対策を講じることを提言されております。

この新聞、私、これ、京都新聞ですけども、去年の9月7日に、米原市が滞納を管理職が徴収ということで、米原市は10月から、ちょっと読ませていただきますと、助役を本部長とする市税等納税対策本部を設置して、税や公共料金の収納向上を目指しますということで、市税、県民税など、税金や水道料金など、公共料金の負担を公平にするため、滞納を整理し、財産を確保するというので、本部に管理職122人を充てて、2人1組となって電話や個別訪問で徴収にあたっておられます。この市の、合併前の旧4町の公共料金の滞納額は、これは2004年度末で約4億円でございます。野洲町よりちょっと少ないですけども。このことにおきまして、年々非常に効果が上がっておりまして、成果を納めております。

そのことで1点目の質問をさせていただきます。

こうした大がかりな滞納整理について、今申し上げました米原市の方法、市では実施していく、これと、他にもあれば別なのですけども、市では実施していく考えがあるか伺います。まず1点目。

次に、同じく税についてであります。滞納に際しまして、差し押さえについては、現在も必要に応じて行われていると思いますが、一歩進んで、この換金についてはどうでしょうか。

2点目の質問で、換金をはじめとして、差し押さえを完結するように思います。一定の成果を上げられているようですが、いろいろと難しい条件もあるように思いますが、市の考え方、今後の方針についてお伺いいたします。

次に、その他の公共料金についてであります。公共料金の滞納というものは単に収入不足になるといった観点だけでは論じることにはできないと思います。

それは水道料金や給食といった公共料金は、享受をしている権利と、そのための負担が個人ごとに直接的に明確につながっているからでありまして、これらの滞納を放置しておきますと、住民の間の不公平感は極めて高くなり、負の連鎖といったことで滞納者の増加を招きます。

昨日も、奥村議員から給食費の件で質問がございました。例えば現在給食費の滞納が全国的に問題となっておりますが、これも、これだけじゃなくてNHKもございまして、まして、報道では、文科省の調査では2005年度の全国の小中学校の43.6%にあたる1

万3,907校で滞納がございまして、滞納総額は、きのうもおっしゃいましたが、22億9,263万円ということでございます。

対策も、保護者に対しての電話や面談による督促等が主で約70%を占める。経済的理由以外で滞納しているいわゆる支払う気のない保護者に対しては効果は上がっていないようでございます。現場の苦勞は相当で、全体の質を落として、支払済の給食範囲内の給食としたり、また、先生が立てかえたりしているところだということでございます。

しかし、今は給食費が問題となっておりますが、例えば水道料金がこれにかわった場合、その対象者や滞納金額については、先ほども平成17年度末現在の滞納額及び滞納者によりますと、1億2,300万円、6,900何人ですか、また、滞納状況と滞納者数については780万円と6,500何人ですか。比べ物にならないのではないかと、滞納者数と滞納金額については比べ物にならないのではないかと思います。

そこで、これら公共料金の滞納に対する対策についてであります。一連の給食費の滞納に関わる報道では、社会常識が欠落した保護者の態度が問題となっております。しかし、こうした人たちも、電気、電話、またガスなど、水道料金などの同質の公共、公益的な料金の滞納は少なく、これらの滞納は即その供給サービスの停止につながるからであります。いろいろな事情から支払困難な方につきましては十分な配慮をしなければなりません、しかし、支払うことが可能であるのに支払わない者に対しては法的手段を行使して、またそのサービスを停止する。これ、サービスを停止すると言ったら、大体わかりますけども、いった毅然とした態度も市でもそろそろとっていく時期に来ているのではないかと思うわけでございます。

まじめに支払いを続けている多くの市民と公平性を保つためにも思い切った手段が必要だと思っております。法的手段をどしどしとっていくこと。強制滞納処分とか、また給与、預金差し押さえを一部されているようですが、またサービスの停止といった手段の積極的な導入について、市の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 中島議員の再質問にお答えをいたします。

何点かご質問をいただいておりますが、その前に、本市での17年度の全県下の徴収率ですか、その県下全体の実績が出ましたので、この場をおかりしまして報告をさせていただきます。

平成17年度県下徴収実績では、個人住民税の収納につきましては、野洲市が96.3%でございます。県下26市町のうち順位といたしましては、余呉町、多賀町に次ぎ、第3位という位置を示しております。また、県下13市では第1位というような状況の結果が出ておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、ご質問でございますが、1点目は、徴収体制についての考え方をご質問されておりますが、特に松下電機の例なり米原市の事例、全庁を挙げての取り組みはしていかないのかというようなご質問であります。当然、議員ご指摘いただいておりますように、市民間の公平性の確保、あるいは自主財源の確保の観点からも、税等の未納対策につきましては、何よりも優先的に、また効果的に取り組まなければならない課題であると認識をしております。

そうしたことで、収納率の向上対策につきましては、本市におきましても重要課題として位置づけておまして、本年度策定をしております財政健全計画実施計画の中におきましても債務の確保、収納率の向上につきましても取り組み項目に挙げているところでございまして、そうしたことで、当面の対策につきましては、現在行っている滞納者対策の他に、まず19年度以降につきましては、民間委託の関係につきましては、上水道の公共料金につきましては、現在委託をしておりますが、今後もそうした有効なものについては使用料なり公共料金についても拡大を検討していきたいというふうに考えておりますし、また、20年度からコンビニエンスストアでの市税等が納付できますように、19年度において準備を進めていきたい。

そして、また、特に悪質な滞納者に対しましては、手軽に移行を行います法的手段としての支払督促、また、少額訴訟の制度を活用を考えていきたい、庁内でも検討していきたいというふうに考えております。

そして、市税、また公共料金の収納率につきましては、毎年度、財政健全化計画にも目標を挙げておりますが、毎年度、前年度と比較いたしまして収納率を少しでもポイントを上げていくことを目標とした取り組みをしていくということを当面の対策なり目標として考えているところでございます。

全庁を挙げての滞納対策につきましては、現時点では考えてはございませんが、今後、6月から税源移譲によりまして、いろいろと住民税、19年度の住民税から税源移譲が実施されますので、今後の税の徴収業務の取り組みが一層求められてまいります。そうしたことで、6月以降、徴収事務にどのような影響が出てまいるのか、そうしたこと、現時点

では、まだ不明なところがございますが、こうしたことも踏まえまして、何らかの対策が必要となつてまいれば、当然、議員からもご提案をいただいております徴収体制全般につきまして庁内でもそうした組織、機構についても再検討していかねばならないのかなというふうに現時点では考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

それから、2点目の差し押さえ対策で、特に換金の問題のご質問をいただいております。先ほどもご報告をさせていただきましたが、法的な強制執行といたしましては、17年度では不動産差し押さえが27件、このうち土地では34筆、家屋27棟、分譲マンションが2室ございますが、これらにつきましては、現時点では競売なりの換金はまだできておりません。いわゆる登記上での縛りをかけておるのみというような状況でございます。

また、換金にしておりますのは、その他、17年度につきましては特に預金の差し押さえをしております。また、給与の差し押さえ、これらは滞納者の勤務先の事業所なりと連携をとりながら給与差し押さえ、あるいは預金差し押さえ18件、都合18件をやっております、合計では254万9,435円、これだけの換金はできてございます。

それから、3点目のご質問で、公共料金、水道料金なり給食センターの未納もかなり出ているというような状況から、こうした解消に向けての対策はどのように考えているのかとご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、やはりそうした滞納者対策につきまして、まず毅然とした態度でやはり粘り強くそうした徴収事務にあたるのが当然のことだと思ひますし、今後ご提案をいただきましたそうしたサービスの給付の停止をしたものもやはり悪質な滞納者に対してのそうした有効な手段にもなるかもわかりませんので、そうしたサービスの停止につきましても、今後、庁内でもそうした関係部署で検討会を持ちまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思ひます。

以上で、回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） それでは、再々質問させていただきます。

今ご答弁いただきました納税推進課においては、職員を重点的に配備されまして、成果を上げておると。収納率は当市では県下上位であるということ。実際、そのように努力していただいていることについては我々も感謝申し上げるわけでございますが、東京においても、先ほど米原の例を言いましたが、米原のこのような事例は必ず、ぜひ実行していただきたい。ご検討いただいて。それと、朝ズバッで見えたら、東京も相当あげつない

ことをやっています、非常に収納率を上げております。4、5日か10日程前に朝ズバツでやっておりました。私も見ておりましたですね、他の議員からも私にいろいろと助言をいただきましたことございました。公共料金につきましては、目下、それぞれ定期的に職員による徴収業務を行っておられるそうですが、今後は、今申し上げましたようなことにおきまして、ぜひ力を注いでいただきたい。

税については、私は今日の厳しい財政状況を乗り切るには、リーダーたる市長の明確なる指示と職員の一丸となった姿及びそのための意識改革が必要だと思っております。

前々回、市長は、我々も自らが納めていただけるような行動を展開しなければならないと、私の答弁に対しての回答をいただいております。新しい年度に向かって、その部局の補強をしながら取り組んでいきたいと考えているということも述べられております。

また、部長も同じように、市長が申し上げましたように、努力を挙げて取り組んでまいりたいとの、ひとつよろしくお願ひしたいということをおっしゃっておりますが、中身は何か伴っていないような気もしておりますので、推進室等をつくっていただきましたが、実績はあんまり上がっていないということでございます。問題も多いと思いますが、職員一丸となられまして、危機に対して取り組む方が基調で、その点十分な検討を求めておきます。回答は結構でございますので。

実際的には、差し押さえの次の段階では、先ほども換金についての話がございましたが、その実行にあたっては知識や経験も必要だと思っております。税務署や、もちろん県税においても、また大きな都市では行っていると思いますが、今後、野洲市としても実行力を身につけ、対応していただきたい思いでございます。これも返答は結構でございますので。

最後に、悪質な滞納者、特に公共料金の滞納者に対しての市の対応についてであります。生活権の問題とか、そうした場合もあるでしょうが、それは実際は愚かではないかと思ひます。それだけ発達した社会の中では、1つの公共サービスが停止されても、大体手間は幾つもありまして、それが即生きるか死ぬかといったような事態にはなかなかならないと思っております。

現在もおそれ、事なかれていたいとするなら別としますが、そうした中に安住することはもはや我々には許されないものではないかと思っておりますし、収納率の向上と不公平是正のために、ぜひとも毅然たる態度で悪質滞納者に対応していただくことを強く求めます。

最後に、もう一度、これに対しての答弁を市長から求めます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 非常に前向きの質問をいただきまして、ありがとうございます。

おっしゃるように、やっぱり納税推進室を核として、内容の拡充あるいは補充も含んで充足を図っていかないといけないと、こういうふうに思います。

何はともあれ、税は平等性を欠いてはいけないと、こういうふうに思いますのと、ただもう一つ、今回は税率改正で市民税が非常に上がると、6月は大変だということを前から申し上げておりますとおり、かなり税源移譲によって地方への税が多くなっていくと、これまた、こういう問題につながっていくのではないかとこのように思います。余り言葉は適当ではないのですが、国税の場合は、納税しなければならないという国民の意識は非常に高うございますが、地方税になりますと、市役所は高い税金を取りよるなというような意識で、これは大変な問題になっていくとこのように思いますので、やっぱりおっしゃるように、組織を挙げて納税意識を上げていくと、こういうふうに考えますので、よろしく願います。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第8号、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 13番、田中でございます。

夕張、よく話に出てきますが、この財政破綻以来、議員は何をしているのだという声も上がり、議員のチェック機能が世間から注目を集め、それを受け、多くの市町村では、決算などの勉強会をされ、議員の機能向上に力を入れたと先日報道もされております。

そんな中で、私は執行部と議会の関係について質問をさせていただきます。

議員活動の基本は、腕力ではなく言論が主であります。問題点はすべて言論によって決定されるのが建前であります。それゆえに発言者は自己の発言に責任を持つことが要求されておりますが、これは議員として当たり前のことであり、当然、執行部においても、その発言について責任を持つこととなりますが、このごく当たり前のことがこの野洲市では実行されていないのではないかと疑問視をすると共に、大きな怒りを感じているのは私一人ではないはずで

昨年12月議会におきまして、私の学童保育所の一般質問において、市長は、保護者の皆さんが心配され、高度な保育を要求されますが、私としては、できるだけそれに応えてやりたいが、物理的にも無理な現状であり、やはり基本的には3学年までに戻し、それ

にかわる放課後子どもプランをうまく活用していきたいと答弁をされております。

また、文教福祉委員会の給食センター、厨房器具追加工事の質疑の中で、設備機器の発注には費用の執行残が出るように努め、残った機器に対しては有効活用すると教育部長が答弁をされておられます。

その後、両案が具体化する中で、実行された内容は、答弁を一切考慮していないもので、議会や委員会での答弁に対する責任は何一つ果たされようとしておりません。もとより回答した内容を100%実行することは多くの条件の中で施策を決定するため、常に実現するものでないことは理解をしておりますが、少なくとも回答に対する説明責任、ただ言ったということではなく、納得する説明をすることが必要であり、それを果たされていないはずで、そのことから、執行部の対応について、私は大きな疑問と怒りを覚えているのが現状です。

以下の4点についての回答をお願いします。

1、議会あるいは委員会の答弁、発言に対しての責任はどのように考えているのか。2、市長答弁に対しての各部への指示、またその対応は。3番目、執行部の組織のあり方は正しく機能しているのか。4、このような現状で、今提案されているまちづくり基本条例を施行したときに、市民に対して情報公開、説明責任が保障できるのか。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 田中議員の質問にお答えを申し上げます。

非常に我々にとっては厳しいご意見でございまして、私としては、この質問を真摯に受けとめたいと、こう思っております。

ただ、個々に問題を挙げていただいたことはそれぞれの部長から補足をしたいと思います。少なくとも市長が答弁した各部への指示、これ、市長が答弁していることはすべて各部長が聞いていてくれますので、これはやっぱりそれなりの対応をすべきことであって、必ずやるべきことであろうと私は受けとめます。そのことを内部に徹底するために、定例議会が終了した後、必ず寄りまして、そして、市長が言うたこと、あるいは部長自らが約束したことは絶えずそれぞれの部署へ指示をするように、その結果について、どうなのかということまで探索をいたして、取り組んでおります。

だから、個々の問題は別にしましても、基本的な理念としては取り組みをいたしておりますので、ご報告を申し上げます。

部長会のあり方がどうかということのようでございますが、部長会にも内部的なものの整合性を図りながらやっていくということと、その都度、その都度、私の思いなり考え、特に広報公聴関係で住民の皆さんから直接的な意見を聞く場合がございますので、そのことを伝達を申し上げながら、私の意見を付けて、そして指示をしているという実態もございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

そこで、今提案をしておりますまちづくり基本条例の施行に際して、それだけの責任を果たすかと、こういうことでございますが、やはり市民と協働してまちづくりをやっていくという上では、やっぱり情報の公開はもちろんでございますが、行政に対するすべての説明責任は果たしていかないといけないという思いもいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

あと、もし不足する部分がございますたら、また部長の方から補足をいたさせます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいま田中議員の方からご質問がございました昨年12月の定例議会開会中の文教福祉常任委員会での私の発言につきまして、新学校給食センター厨房施設を移設することから、新規に購入を行いますということでの契約変更に伴いまして、その議案につきましてはご承認をいただきました。それ以後、厨房施設の購入につきましては最大限の努力をしながら、既決予算を極力節約しまして、執行残を多く出すように、出すべく努力をいたしているところでございます。

ただいま田中議員がご指摘の点につきましては、多分、それ以後、担当職員と会話を交わされまして、この趣旨が十分に伝わっていなかったことではなからうかと、このように考えまして、それ以後、その当該職員に厳しく指導いたしましたし、今現在におきましても、申し上げました事柄がきちっと執行残を残していくというようなことが、約束が実行できるように努めておるところでございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（田中ふじ江君） 田中議員のご質問にお答えいたします。

市長が12月の答弁でおっしゃいましたように、その答弁を受けまして、10月時点で既に学童保育所の入所募集につきましての説明会をしておりましたので、その時点では1

年生から6年生までというふうに説明をしておりましたので、12月の答弁を受けまして、19年度早々に設置されます放課後子どもプラン運営委員会の中で、その対象児童についても協議をしていきたいというふうに考えております。

その対象児童につきましては、今まで何回か市長の方から答弁していただいておりますので、担当の方でも、そのことについて、市長の決裁も仰ぎながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（田中栄太郎君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） それでは再質問いたします。

答弁、何か市長言っていた、ご理解だけいただきますという声しか聞こえなかったのだけど。私が言いたいのは、我々はいろんな答弁なり、発言をやっぱり信用しながら、これ、質問しているのですね。ところが、答弁が全く実行されないということになれば、何のために一生懸命質問し、審議もしてるのだということと言わなきゃならないし。学童保育所の問題ですけど、結局、私が言いたいのは、我々が市長からそういう答弁をいただいた。そういう形の中で、何もあしたから変わると私は言いませんよ。そやけど、全体的にそういう動きがあるべきだと。組織というのは私はそんなものだと思う。市長が言って、その市長の答弁に対して、やっぱり部長なり、いろんな形が動いていくという、そういう組織が果たしてできているのかなという話なのです。全く我々には目に見えてこなかった、今回の場合。まあ言やあ、私なら、教育部長の答弁にしても、今、他の人の放課後にしても30人の定員とかいう答えはあるけど、何年先に、1年先、2年先に、ほな、もう3年生までにして、4、5、6はとか、そういう答えも1つもなかったと思うのですけどね。そういう中で、本当に市長が言った答えに組織全体が動いているのかなという疑問を思うし、私やったら、4、5、6が無理なら、5年生、6年生だけでも一時的に減らすとか、そういう試みやいろんな形はできると思うのです。そういう動きが全くないから、市長は言ってるけど、下が付いていっているのかなと思わないとならないという部分があるので、やはりその辺はきちっとやっていただかないことには、我々も一生懸命質問したり、審議しても、何の意味もないということだと思ふし、次の教育の方の質問もそうなのですけどね。担当者というのは、私は給食の、あれ、課長ですよ、聞いているのは。聞いて、1月に我々一生懸命審議して、こういう答えやったけど、どうえという話を1月のはじめに聞いたのです。そんなもの、議会もう終わった、議会で決まっていますのやと、議会通って

ますやと、このとおり執行しましたという答えしか返ってきていないのですよ。それが、給食の担当の課長が言っているのですよ。ということは、その議会で答えたことがすべて職員なりに行っていないのかと言わざるを得ないのだけど、これは僕は物すごい重大な問題や思うのですよ。一生懸命委員会で審議をして、それが担当課長にまで答えが行っていないと。それで、どうだ、どういう審議をしてくれたのだと言やあ、どういうようにやってくれたのだと言やあ、そんなもん議会で決まっていますやん、もう通りましたやんという答えしかもらっていないのですよ。そんなばかな。もう皆さん、議会で黙って、何を言われていようが、黙っていて、通りゃ、議会が終わりゃ、すべてもう通ったと思っているのかどうか知らないねんけど。我々はいろんな状況の中で、やっぱり通したくもない部分でもやはり通している部分もようけあるということは十分に把握してもらって、やっぱりそれに対して、発言をしたことに対して、きちっとした執行をしていただかなあかんと思うのですけど。そういう部分に対して、市長の思いと、2点、答弁を願いたいと思います。

それと、もう一つ、議会だよりなのですけどね、これはうちの議会だより、市議会だよりです。委員会の、これは文教委員会の中で委員長、副委員長がこれをつくっていただいて、私はこういうように広報に載せますよと言っていたのが、ところが、この出た部分は大分変わっているのですね。何なら、まだ時間があるし、ちょっと読ませていただきます。

文教委員会の中で、学童保育所の来年度は大幅な定員オーバーと聞くが、この考えはということで、答えとしては、学童保育所は6年生まででなく1、3年生ぐらいまでを福祉で、4から6学年は学校の子どもとして学校で遊んでもらうよう取り組みたいという答えなのですね。この文教委員会が出した部分では。

ところが、広報に載っている部分は、来年度の学童保育は大幅な定員増に対して入所申込み児童の精査をし、可能な限り預かることができるよう、学童保育所の分割や季節学童の実施などによって対応していきたいという言い方ですね。

それから、給食センター器具の問題に関しても大分答えが変わっております。これ、聞くところによると執行部が変えた。我々の出した分を。どういふつもりでこれは変えたのか。その辺を答弁できたらお願いしたいと思います。とりあえず。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おっしゃるように、12月の議会で私は答えました。即それ

が19年度に反映するという事は、これはちょっと時間的にも不可能です。12月に申しあげました。ただ、言うたのは、だんだん増えて923人までふえたと。そのときは事前にわかっていませんでしたけど、かなり学童保育がふえる。学童保育として預かる以上は、やっぱり十分なことをするためには、これだけの人数は扱えないということから、ちょうどその時分に文科省が放課後プランということを言いかけましたですね。それを活用して、4年以上は、できれば学校の子どもとして放課後は学校でできるようなことを考えたらと、こう申しあげたのです。それを、今、教育委員会では受けとめて、教育長の施政方針で言うたのだったか、あんだ。

(「はい」の声あり)

市長(山崎甚右衛門君) 言うたな。19年度1年かかってきちっと整理をしましょうと。20年度からは新しい方法でやっていくと。内部ではこういう統一をしているのですわ。そういうことで、今、19年度中には結論を出そうと、こういうことになってございまして、できる限りやっぱり学童保育で預かればいいということはよくわかるのですが、物理的に無理だということですので、その辺を19年度いっぱいかかって教育委員会で検討すると、こういうことになってございまして。

それと、一般論ですが、やっぱり議会と執行部の関係になりますが、これはやっぱり議会で申しあげたこと、あるいは議会で出た意見は真摯に受けとめて、それを政策の上に反映していく、これはもう原則ですから、我々真摯に受けとめて取り組んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もしそういうことがないようでしたら、またご指摘もいただければと思ひますので、よろしくお願ひ申しあげます。

以上でございまして。

議長(田中栄太郎君) 暫時休憩。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部次長。

教育部次長(船橋登志夫君) それでは、議会だよりの中で給食センターの部分のご質問にお答えをしたいと思います。

このような形での原稿でよいかということで、内容についての、当然、チェックという

ようなことを議会事務局の方からご照会がありましたので、議論の中心は我々執行部が教育委員会として答弁した部分ではこの形という形でお返しをさせていただきました。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 健康福祉部長か何か知らないけど、我々の議会だよりまで口出しして変えるということはどういうことや。その答えひとつも返ってきていないねんけど。それどうなん、それ。答えがなかったらいいけど、結局、いろんな問題、まちづくりもそうやし、我々議会が知る前にすぐ新聞に載っていると、いろんな形の中で、今、議会と執行部、本当にうまくいっているのかなというような部分も他の議員さんから、いろんな形の中で聞いている。もう議会を軽視し過ぎているのじゃないかという声もようけ聞いているのですわ。

そやから、そういう形の中で、今、こういうような大事な、野洲市として3年目を迎えた中で、そういう関係の中で進んでいくことはよくないということやし、その辺に関して、やっぱりきちんとした、今回の部分でも、勝手に変えられたり、答弁がもう全く実行されへん。そなん、どうだと言やあ、担当課長がそんなもの、議会通ったらそれで終わりですやんという言い方やったら、そんなもん、あほらしいて審議してられない部分がようけありますやん。そやから、これはやっぱりきちんとした処罰なり何らかをしてもらわないことには、我々はもうちょっと納得できない部分があるわ、はっきり言って。市長も12月議会では、私の思いとは違う部分がようけあるとかいう話をされたと思うねん。何か奥村議員の答弁に対してでも。私の思いが違ったら、やっぱり市長も考えていかなあかんと思う。市長は、言ったことに対して、やっぱりみんながいつも質問するのは、市長に答えて下さい。市長に皆答えてもらうているのですよ。市長が答えられたことは我々は絶対だという思いで、皆、市長の答弁を求めているのに、その市長が答えたことが、ひとつも下に浸透しないというのか、そういう動きがないということは市長はどうなのか。なめとるとかそういう問題ではなしに、やっぱり組織全体を考えていただかなあかんと思うし、組織は、今、助役がほとんどやっているという話やねんけど。

正直な話、適材適所に、助役もあれやし、あれやけど、適材適所にきちんとした形で人を配置して、議会との対応をきちんとしてもらうてるのか、その辺に関しても答弁をいただければありがたいということと、広報のあれはやっぱり自分が都合が悪かったら載せないで違うことを載せるとかいう形の中でやったのかどうか、その辺はことはきちんとした

答弁をもらわなあかんと思うし、それもきちっと答えてほしいと思う。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 議会軽視という言葉が出ましたので、このことについて説明申し上げます。

いささかもそんな気持ちは持っておりませんので、絶えず我々の知った情報は議会の皆さんには報告をしております。ただ、おっしゃるのは、今あらゆる会議は公開しよう、オープンにしよう、こういうことですから、おっしゃった意味のことは、あれはマスコミの方が情報として得て、新聞に載せられた。だから、はっきり申し上げて、載ったことも載った内容も我々も知らなかったと。これはやっぱり報道の自由だと思います。私が定例記者発表で議会にも報告しているように、外に報告したなら、これはおしかりを受けてもしょうがないのですが、そうじゃなかったのです。あれ、定例記者発表で発表したものではないです。

新聞記者が取材をされたことですから、それを新聞に載ったのですから、これはやっぱり、それはそれで報道活動としてされたことですから、議会を軽視したということにはつながらないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、いろいろおっしゃいますけど、そのなめられたという言葉も出たのですが、絶対にそういうことは職員間の中ではないと思います。これだけの部長、次長が出ていますから、ここで市長が答えたことは、やっぱりみんなが共有して、統一見解を持って、もっとういうなら、今ここで、皆、それぞれ原稿を読んで、読んでいることは、みんなが共通理解した上で、ここで読んでいますのでね。

きちっと整合性を持って読んでいますので、思い思いのことは申し上げていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 助役。

助役（川尻良治君） 個別の発言と言いますか、という件については、先ほど、教育委員会なり、担当部の方で申し上げたとおりでございますので、ここではそれ以上のことは申し上げませんが、適材適所と言いますか、私も、正職員で1,400数十人ですか、これを一応可能な限り、それぞれの適性なり、これまでの実績等を踏まえて配置をさせていただいているということでございます。

それから、もう一点、先ほど議会の広報の件をおっしゃっていたのですが、先ほども担

当部の方から回答申し上げたように、これは最終原稿になる前の段階で、事務的に調整したというか、照会したという、こういう作業の話だと、こういうふうに理解をさせていただいております。

議会広報そのものは、議会の中でこれは編集させていただいていると、こういうふうに理解しておりますので、この辺については、その辺の編集をされた責任というのは、編集責任というはやはり議会の方にあるのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、その辺の見解も明らかにしていただいた上で調整させていただく、かように思っておりますので、よろしく申し上げます。

市長（山崎甚右衛門君） 暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小菅議員の方から資料配付の要請がありましたので、ただいまから配付させます。

次に、通告第9号、第17番、小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） それでは、3点につきまして質問を行います。

まず1点目に、大型商業施設とまちづくりについてであります。

この問題につきましては、これまで本市におけるイオン誘致と関連しまして、何度も取り上げてきました。市長は、以前の質問のときに、もう、後退するような話はやめようと答弁されましたが、このような観点だけではなく、本市のまちづくり、とりわけ中主地区の将来にとりまして重要な問題でありますので、再度お聞きいたします。

ご承知のように、乙窪工業団地へのイオン出店はよいよこの秋オープンであります。この間、一貫してまちの将来を見据えた検討、また、地元商業や住環境、青少年問題からも慎重な検討が必要であると提言してまいりました。

しかし、議論経過から見ると、工業団地の借金返済が先行し、最も大事なまちの将来を見据えた検討が私は後景に追いやられたと思います。その中で、この湖南地域に新たに大型商業施設の出店が相次いで計画されています。よって、これまで市が主張してきたように、本当に本市におけるイオンの誘致がまちの発展につながるのか、疑問と言うよりも不安もあります。

以下、質問を行います。

1点目に、イオンの誘致では、本市の発展、活性化につながることも説明されてきました。

しかし、今、ご承知のように、草津市の新浜町、守山市のわんわん王国後に大規模商業施設の建設が計画されています。また、竜王町にも予定されています。

このように、本市の周辺に相次いで大型店の出店が予定されていますが、このままではイオンの当初どおりの商圈と売上が可能なのか。そうでなければ、そうでなくても市民の間では本市のイオンはいずれ撤退するのではないかという不安を持っています。もしイオンが撤退となれば、それ以前に増してまちが寂れるのであります。

この点、今日の情勢のもと、市としてどのような見解をお持ちなのかをお聞きいたします。

2点目に、その中で、地元商業対策として、平成18年度では、地元商店、商業者への個別支援に軸をおきながらも、平成19年度には共同店舗構想への支援を打ち出されていましたが、本予算案では、見る限り計上されていません。現在の協議、検討状況についてお聞きいたします。

2点目に、国民健康保険制度について何点かお聞きいたします。

誰もが安心して医療を受けられるための国民健康保険制度の改善と被保険者負担の軽減について質問を行います。

ご承知のように、現在、医療保険制度は、小泉内閣、また安倍内閣のもと、連続改悪が進められていると思います。このことにより、国民の不安増大と医療抑制が広がっています。これは今年1月、日本医療政策機構が、日本の医療に関する2007年度世論調査を行いました。これによりますと、体のぐあいが悪くても医療機関に行かなかったという人は年収300万円未満の世帯では実に40%に達しております。

また、年収300万から800万の世帯でも25%です。さらに、深刻な病気にかかったとき、医療費の支払が不安と感じる人が年収300万円以下の低所得者層では84%にも達しています。

このような事態の中で、実際に被保険者が置かれている現状は、高い国保税、医療費で、支払いが負担限度を超え、滞納者がふえています。

今月23日、厚生労働省が明らかにしました調査結果では、国保税の滞納世帯は全国で480万世帯、これは全国国保世帯の19%です。また、1年以上滞納して保険証を取り上げられた資格証明書を発行された世帯は35万1,270世帯にもなっています。

このように、被保険者の置かれている現状から見れば、明らかに保険料及び医療費負担は支払い限度を超えており、負担は限界と言わなければなりません。

そこで、野洲市の現状を見れば、本市でも、国保税の滞納や医療費負担は大変な状況です。以前の質問でも言いましたように、本来、国民健康保険は法律に基づく社会保障制度ありまして、国民皆保険制度であります。しかし、野洲市では、国保税の滞納による資格証明書発行は異常な件数で県下の中で突出しています。県下では、政府ですら、いわゆる悪質滞納者のみに資格証明書を発行するよう指導しているにもかかわらず、本市では、私の感じる限りでは無原則な発行のように思います。改めて、資格証明書の発行基準をお聞きいたします。

同時に、保険証は原則発行すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、国民健康保険法第44条に基づく医療費減免実施についての質問であります。

この件も何度か質問しましたが、法律では医療費減免制度の実施を行うことを原則としています。これまでの市答弁では、市自身としては否定はしていませんが、協議中として、一向に制度の実施に取り組もうとされません。これは行政の怠慢と言わなければなりません。

医療費減免制度を肯定しながら、実施には消極的なのはなぜなのか、改めてお聞きいたします。

さらに、この法律の趣旨は、自治体にこの減免制度が制度化されているかをどうかにもかかわらず、有権者から減免の申請が出た場合、受理しなければならないともされていますが、本市の場合、申請がされれば受理し、減免実施されるのかどうかを見解をお聞きいたします。

3点目に、本市の消費生活相談についてお聞きいたします。

ご承知のように、今、市民を取り巻く暮らしの実態は、格差社会の中で、貧困の増大で暮らしが脅かされています。

本市でも、この数年間を見ましても、収入の減少に反して、相次ぐ増税、減税廃止、縮小、また社会保障制度の連続改悪、負担増で暮らしが一層脅かされています。

このような事態の中で、先の国保制度の質問でも言いましたように、本市でも、国保税の滞納をはじめ、国税地方税の滞納の増加、さらには、生活保護や就学援助受給世帯の増大が顕著であります。つまり、生活の困難さが拡大しているのであります。

そして、そのたどり着く先が、今社会問題となっておりますサラ金、クレジット、多重債務問題であります。最後の最後は一家離散あるいは自殺にまで追いやる事態が急増しているのであります。つまり、貧困と格差の広がり、今や、単に個人の問題という範疇で

はなく、社会問題、政治問題であります。行政として対策を行う問題であります。

この件では、昨年、多重債務問題の解決へ、貸金業制度見直し法案の審議の際、衆議院財務金融委員会で、多重債務者を減らす施策としての附帯決議がされました。この決議では、自治体としての窓口相談の充実が盛り込まれました。このことを見ましても、自治体の役割の重要性を示しています。

つまり、現在、多くの自治体で消費者、消費生活相談窓口で多重債務などの相談に対しては、行政は弁護士などを紹介する程度で、行政が共に解決にあたるということはありません。

しかし、本来、多重債務であるということは必然的に市民税、国保税や使用料、手数料の公共料金の滞納と一体になります。そういう意味では、行政が当事者と共に問題の解決にあたるということは、単に本人の生活再建というだけではなく、税、公共料金の滞納克服、税の増収にもつながるものであります。

そこで、本市の場合、現在、市民課において消費生活相談窓口を実施されています。専門相談員が市民からの暮らしに関する相談に乗り、その解決のため尽力されています。

このことは市長もご存知だと思いますが、本市の取り組みは市民から受ける相談について、専門相談員と、場合によっては他の部・課が連携して、問題の解決にあたるという体制がとられています。これは全国の自治体の中では先進的な取り組みで誇れるものであります。多くの事例があり、また解決に貢献されています。私は全国に誇れるこの野洲市の取り組みを一層前進させる立場から質問を行います。

1つには、今言いましたように、本市の場合は、市民課の消費相談窓口で対応されていますが、今日の相談窓口の重要性から体制を強化する必要があると思います。

市民課における体制はあらゆる業務の中で消費相談活動されています。今、3人の職員体制とお聞きしますが、業務は多忙であります。同時に、これほど誇れる相談活動を行う部署は、現在、嘱託職員の努力に負うところも大きいように思います。適切な人員配置を行い、とすれば行政の縦割り行政の中で体制強化と権限強化を行うべきだと考えます。見解をお聞きいたします。

2点目に、これも先に言いましたように、本市の場合、相談窓口と関係課との連携で問題の解決を行っています。つまり、多重債務があるということは、先に言いましたように、各種の税や公共料金の滞納と一体になっている場合が多いです。よって、一層の連携を図るため、職員を対象にした研修が必要と考えます。これは職員が異動となれば、市民の実

態把握が難しくなったりもしますから、そこで、対応が考えられない場合も発生しますので、これでは、ここで消費相談窓口と連携していれば解決できたものを見過ごすおそれがあります。よって、職員を対象にした定期的な研修が必要と考えます。つまり、これまで職員の一部が取り組む体制ではなく、行政一体として取り組む体制とすることです。見解をお聞きして、一般質問とします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまの小菅議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の類似店舗出店計画によるイオンの途中撤回の可能性への見解についてお答えいたします。

小売業界最大手のイオン株式会社は、全国展開する中で、ご質問のようなケースを全国で数多く経験し、対応しつつ成長してきた企業であります。こういった経験に基づきましたマーケティング調査や将来的な予測も検討されての出店計画と考えてございます。市としましては、同店舗の出店と相まって地域振興を図っていく考えでございます。

次に、第2点目の共同店舗構想の現在の協議、検討状況についてお答えいたします。

午前中に田中議員の方からも質問が出ましたので、そのお答えと重なる部分もございますが、再度お答えいたします。

中主商工会の方で昨年7月に設置しました地域商業施設設置検討委員会におきまして、12月までの間に計6回の協議が行われました。地域商業施設設置検討基本構想報告書が策定されております。当該の報告書では、イオン出店地に隣接する場所に、基本コンセプトとしては、地域との交流の中で活性化の起爆剤となる拠点施設の整備ということ掲げて、4つの柱、地域産業の活性化に貢献、情報の発信基地、広域利用と地域利用の結合、民間活力を生かした整備を目指す内容というふうにされてございます。

本年1月に中主商工会より本報告書を受領したところでございます。庁内でただいま検討をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の2点目の国民健康保険制度についてのご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の資格証の交付基準でございますが、国民健康保険の規定に基づいて、過去1年間以上、特別な事情がなく国保税の納付を行わず、かつ市の納税相談等で対応して

も、納税の意思がない被保険者に対して納税の促進を図るため、やむなく資格証明書を交付しているところであります。

しかし、資格証明書交付該当者でありまして、その後、分納等により納税の意思が確認できた方や、申し出等により緊急に多額の医療費が必要になると想定される方などにつきましては、状況に応じて短期被保険者証を交付しているなど、保険年金課と税務課が連携をしながら対応しているところであります。

また、ご質問の、保険証は原則発行すべきということの見解でございますが、保険証の発行につきましては、法に基づき発行をしているところでございます。

次に、国民保険法の第44条に基づき、医療費減免についてですが、医療費減免制度は法に定められた制度であります。実施に関しては財源の問題や収納機関である医療機関等を含めた広域的な議論も必要となってきますことから、県下13市で構成する都市保険年金連絡協議会におきまして引き続き検討課題となっております状況でございます。

本市におきましては、平成17年度の国保運営委員会にも諮りましたが、県下の状況や現在の本市における国保財政状況を踏まえ、議論が進んでいないという状況でございます。

次に、3点目の減免申請があった場合の対応についてですが、受理を拒否することはできませんが、先に申し上げましたとおり、現時点では、本市では具体的な規定等を設けておりませので、保留にさせていただくことになります。

しかし、生活が著しく困難な状況等を伺い、生活保護等の他制度で対応できないか、相談に応じ、対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 小菅議員の、消費生活相談に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の人員体制と身分の保障についてでございますが、消費相談業務に関する対応につきましては、旧野洲町時代からその重要性を認識し、他の自治体に先駆けて、消費相談を含む総合相談窓口を平成11年度に設置をいたしました。正規職員1名と嘱託職員1名の2名体制で対応を行ってまいりました。合併後は、正規職員2名、嘱託職員1名の3名とし、体制の充実を図り、現在に至っております。

お陰様で、本市のこれまでの取り組みが全国的にも先進的な事例として評価される状況

となっております。

このような中、職員の人員配置につきましては、その体制を検討するための検討材料となります。多重債務相談件数は推移はありますが、平成14年度からほぼ横這いとなっております。現行の体制は適切な体制ではないかと考えております。

また、消費相談に関する業務に携わる職員の身分につきましては、その特殊性から、専門業務として嘱託職員での対応が適切ではないかと考えております。

次に、第2点目の、職員を対象とした職員件数の実施につきましては、まずは関係部署での連携強化を目的に、関係職員を対象とした研修を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 1点目のイオンの問題であります。部長の答弁、周辺の相次ぐ大型店の出店について、中主のイオンそのものは将来を予想した出店計画であるとも言われましたが、草津にしても守山にしましても、部長自身がその規模をご存知なのですかね、計画されている……。新聞報道によりますと、草津市の場合はいわゆるモール方式、敷地面積は18万平米、店舗面積だけでも中主の敷地を超える6万平米なのですね。駐車台数が5,000台と聞いております。売上目標が300億円、それで、守山の琵琶湖大橋の近くのわんわん王国の後に予定されているのが10万平方メートル、2万平米、それで敷地面積が7万平米ですか、駐車場は3,000台と報道されております。それと、竜王にも今計画されていますね。

先ほど、将来を予想した上での野洲市のイオン出店と言われましたが、当初お聞きしたのは、中主の場合は年収約60億円でしたかね。将来を予想したと言っても、その後の計画ではないのですか、この守山にしても、草津にしましても、とてもじゃないけど、商圈絶対重なると思いますよ。そういう意味で、仮に草津、守山、野洲と比較すれば、私は地域的にも大型店が大型店を食うと、絶対そういうことが起こると思うのですね。そういうことを本当に見越しておられるのかどうか。これは単にイオンの会社だけの問題だけではなく、中主のイオンが大変なことになれば、ひいては野洲のまち、中主の将来、そして、商業、住環境等々、一連のやつが寂れ、崩壊するわけですからね。そういうその後の大型出店の計画に対した、それを踏まえた上で先ほどの答弁なのか。もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、共同店舗の問題であります。これまでの答弁では、店舗建設補助、それに関

わる補助目的と言いますか、1つの大きな柱に地産地消と言いますかね、そういうなのを柱にすると言われましたが、これは私は否定しているのではないのですよ。ちょっとお聞きしたいのですけども、その地産地消という中心の柱で補助をするということは、地元商業者全体を踏まえたことになるのかどうかということですね。

例えば地産地消に関わる商業者と言いますかね、対象業者、それが何件あるのかそれをちょっとお聞きしておきたいと思います。

その関連で、経営アドバイザーの補助もしてはりますね。たしか経営コンサルタント、補助の2分の1ですか、されていると思うのですけども、これが今、有効な支援策として効果を果たしているのか、対象の商業者に対して、以前にちょっと説明を受けていますけど、現時点でどのぐらいが利用されてたのですかね、それもお聞きしておきたいと思います。

それと、国保の問題であります。部長は、1年以上特別な事情がないのに滞納した人が発行の基準と言われました。一方で、原則発行していると言われましたが、さっき配っていただいた資料なのですけども、国民健康保険資料ともう一枚の方なのですけども、昨日来議論されていますように、今、市民の置かれた状況は、この表を見ていただきましたように、生活保護の状態や就学援助の状況、例えば就学援助、この250件は18年度ですか、19年度ですか。いずれにしろ、たしかきのう250件ですか、あると言われましたですね。そういう状況の中で、国民健康保険の短期保険証や資格証明書も増大傾向ですね。言いたいのは、格差社会、貧困の中で、本当に大変な状況に置かれているのですね。それを前提なのですけども、それで、もう一枚の国民健康保険資料の方を見ていただきたいのですけども、この滞納世帯数、あるいは資格証明書の世帯、それから1人当たりの国保税、若干調査年度がずれているところもあるのですけども、大勢としてはこういう方向で変わりはないことを含んでいただいて見ていただきたいのですけども、例えば野洲市の場合、国保税1人当たりは、この表で見ますと7万3,294円ですね。これ、県下で10番目に高いですね。滞納世帯数、これは左の方に書いていますように、国保世帯の中で13.7%、それを踏まえて、資格証明書の発行は国保世帯の3.8%ですね。栗東に次いで極めて高い資格証明書の発行率ですね。草津をちょっと見ていただきますと、草津はこの2004年度では県下で最も高く、9万1,471円なのです。一番高いのです。滞納世帯も25.2とかなり高いですね。近江八幡に次いで。けども、資格証明書の発行は国保世帯の0.9%、野洲の約4分の1ですね。もう一つ、例えば大津市を見ていただき

たいのですけども、国保税は県下2番目に高く、8万2,387円、滞納世帯数は6番目の15.9%ですか、これも野洲市より多い滞納数ですね。しかし、真ん中の資格証明書の発行のところを見ていただきたいのですけども、大津市は資格証明書、この調べた年度では発行していないのですね。

言いたいのは、なぜ同じ自治体でこれだけの違いが出るのか。これを見る限り、先ほど、1年以上云々と言われましたが、滞納即1年か知りませんが、1年以上無条件に資格証明書を発行している証拠じゃないですか、これは。

先ほど言いましたように、もともと資格証明書発行を厳しくせよと言うたのは国であります。国ですら、特別の事情のある場合は資格証明書発行の対象外と一応言ってはるわけなのです。にもかかわらず、なぜこれだけの違いが出るのか、改めて見解をお聞きしたいと思います。

それと、44条の医療費減免ですが、合併直後にも質問しまして、この間、2回か3回目だと思うのですけども、全く同じ答弁をされているのです。検討検討と言って、検討ということは十分わかったのですが、先ほど若干言われましたが、13市なり集まって協議されていますけども、どういう協議をされているのか。自治体によって見解は違うのか、本当のところの理由、なぜ進まないか、それをお聞きしたいのです。それが1つと、もちろん医療費減免ですので、医療機関との関わりがありますけども、一方では、必ずしも13市統一步調をしなければならないという問題ではないので、野洲市単独でも行おうと思えばできることなので、どうしても13市で意見が合わなければ、そして、この医療費減免を規定をされないのであれば野洲市独自でも考えるべきだと思うのです。その点どうなのか、お聞きしたいと思います。

それと、なぜ13市で協議が整わないのか。どういう野洲市の主張なり、他の市は主張をしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それと、法律で自治体に条例がなくても申請を受理しなければならないのですけども、先ほどの答弁、ちょっとおかしいと思うのです。もちろん一般論としては、規則が、条例がなければ制度的に進まないというのはありますけども、上位法では、これはしなければならないことになっているので、受理して適用がされへんのは、これは絶対おかしいですね。受理すると言わはりましたのですけども。そういう意味からも、野洲市単独も含めて、早くするべきだと思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

それと、最後の消費生活相談の問題ですが、体制の強化、人員配置の強化は考えていな

いということなのですが、先ほどと同じことを言いますが、野洲市の場合は、全国の、沖縄の奄美市ですか、それと滋賀の野洲市、この2市だけが市が直接相談に乗って解決にあたるということなのですね。全国多くの所では、相談を受けても、そしたら、あそこの弁護士に行ったらどうですかとか、それだけの相談なのですね。こういう誇れる相談活動をされて、実際解決を図っているわけで、同時にこれは本人の生活再建でなく、再建するということは滞納の税や使用料、手数料の克服問題にもなる。私はこれは何よりも市役所と職員の市民からの信頼が高まると思うのですね。そういう意味からも、先ほど言いましたように、縦割り行政の中で、ともすれば横とのつながりが弱い中で、それなりに各課は当然体制面でも、権限の面でも、やはり充実、体制が整わなあかんと思うのですよ。それは人の配置でも同じだと思うのですね。そういう意味から、それなりの身分を含めた配置しなければならないと思うのですけども、これ、大事な問題なので、市長、こちら辺で市長に答えていただきたいと思うのですね、この点は。と思います。

それと、これは相談をされる人は一面、いざ市役所なりに相談に行こうとすれば、やはり自分のことですので、行ってちゅうちょされると思うのですね。そういう意味では、市役所に行ったときに、それなりにすぐわかる位置、わかる場所とか、そういうなものもないとあかんと思うのですね。これで、これちょっと映るでしょうか。これ、市役所の正面玄関から奥を見ているのですけども、突き当たりが年金課だと思うのですけどもね。その手前を右に回ったところに相談コーナーがあるのですけど、言いたいのは、市役所に入ったときに、すぐどこにあるかわからないのですね。やはりどうしても自分のことだから、そうそう、おい、どこだと言って来はるわけでないですので、気軽に相談できるような、構造上も、窓口案内も含めてちょっと改善されたらどうかなと思うのです。真ん中のところに赤い丸をしています、せめてあそこに、その奥にあるのですね、窓口が。下に小さい字で消費相談窓口と書いているのですけども、だから、せめて、この、あそこに書いている丸のところなりに案内をつけるとか含めて、そういう意味での改善ができないかなと思っているのです。その点についてもお考えをお聞きしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 小菅議員の再質問の方にお答えいたします。

まず1点目といたしまして、イオンの計画として、本当に勘案しているのかということをお尋ねでございました。ご指摘のとおり、最初のイオンの計画はおととしにつくられたものでございます。民間企業の計画ではございますが、市民の生活に大きく影響すること

でございますので、私どももイオンの計画には重大な関心を持ってございます。

イオンの方に、その計画について、折あそばいろいろ聞いておるところでございますが、特にイオンの開店、ご承知のとおり1年遅れてございます。その際に、私ども大分、なぜ1年遅れるのかと、どういう計画になっているのかということをおイオンの方に大分問いただしてまいりました。その際に、イオンからご説明をいただいているのは、先行して開業している同様な営業形態の店舗からいろいろな教訓を得ていると、そういったことを今度の店舗に反映させて見直しているのだというふうな形でご説明を受けています。事実、当初の計画から、例えば店舗の位置、それから中のレイアウト、そういったものは改善しているというふうにお聞きしてございます。ですので、イオンの方もいろんな要素を加味して計画を立てているのではないかとというふうに考えている次第でございます。

それから、2点目としまして、地域商業施設について、地産地消ということはいいのだけれども、その実際の具体的な反映として、地域の店が何軒入るのだというようなご質問だったかと思えます。

結論から申しますと、現在、まだそこまで煮詰まっておりますので、何軒という形では決まっております。今いただいておりますのは、この地域商業施設のコンセプトがこういう形でやりたいということをお願いしてございまして、その辺について、少し補足させていただきますと、まず目的は、先ほど申しましたが、地域内小規模事業者の経営安定並びに改善発達を図ると共に地域の振興に寄与するということを目的にすると。それから、出店者は、中主地域の事業者を主体に公募により参加を募る。それから、その運営にあたる組織は地域振興を目的とし、地域農産品や特産品の販売企画を行うというようなコンセプトの中に入っております。ですから、私どもとしては、こういったコンセプトがしっかり反映させていただいて、具体的に進めていただきたいと思っておりますし、また、その際に、市としても詳細について商工会と協議しながら中身を詰めていきたいと考えてございます。私の方からは以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部次長。

環境経済部次長（岡野 勉君） 小菅議員の、もう一点目の経営アドバイザーについてとその効果ということでお尋ねでございますが、昨日のネットワーク野洲の鈴木議員にもお答えをいたしました。実はこの専門家派遣事業につきましては、イオン出店とやはり同時に実施する必要があるということで、平成18年度、当初予算にも見込みましたが、今、部長申しましたように出店が遅れておりますので、18年度では、今回、補正予算で

も減額をお願いしておりますが、改めまして、19年度の新年度予算で計上もいたしておりますので、19年度に実施したいということを考えております。

したがいまして、効果等につきましてはございませんというか、今のところはかっておりませんので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の2点目の国民健康保険に関する再度の4点のご質問にお答えをしたいと思っております。

まず第1点目の資格証を無条件に発行しているのではないかというご質問でございますが、私どもの方も、この資格証につきましては、四半期ごとに各納税の状況を把握いたしまして、その段階で、当然、一部でも納められているという状況でございましたら短期証に切りかえるというふうな努力をしておりますので、決して無条件に発行しているという状況ではございません。

それから、2点目の、13市が集まってどのような協議があるのか、それから、なぜ進まないのかというご質問でございますけれども、この44条関係で協議をしていただきたいというふうに声を出しているのは草津市とうちの2市でございます。他は幾ら声を私どもが出しても、なかなかそのテーブルに乗せてはいただけないという状況でございます。

その背景には、やはり、それぞれの市町村に、大変国保財政の厳しい状況が背景にあるというふうに思っております。

それから、一部負担金のこの44条の関係を野洲市単独でも行うことができるので、どのように考えているのかというご質問でございますが、この一部負担金の割合を減ずる場合におきましては、これは国民保険法の施行令の第28条にございますが、この減ずる場合には、国民保険の財政の健全性を損なうおそれがないと認められた場合に限り、一部負担金の割合を減ずることができるというふうになっておりまして、ご存知と思いますが、これは、当然、県協議等も必要でございます。

当然、野洲市が豊かな国保財政の運営であるということが判断がされれば、それは当然該当するということもなりますので、この点には、先ほど、当然国保の保険料が高いというふうなご議論もご指摘もございましたように、十分に私は慎重に協議をしていくべきだというふうに思っております。

それから4点目の、受理の件でございますが、これは当然、上位法でございますけれども

も、この一部負担の該当に対しましては、それぞれの市町村の中で、どういう場合を該当するかということを規則等で定めることになっておりますので、まだ私どもはその点は当然できておりませんので、一応保留という形になります。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 多重債務の相談業務で窓口をとということなのですが、今、国ではようやく貸金業法ですか、法律を改正して、市町村に窓口を設置するような要請する方向で進んでいるのですが、我々、この問題は早くから取り組みまして、旧野洲町では、今から5年ほど前、取り組みをいたしまして、おっしゃるように奄美市と野洲市は全国のモデルになっておりまして、担当の職員さんはいろんな形で、パネラーやいろんなことでそこそこの会議に出席して、主導的な立場で取り組んでいると。

そこで、市長会でもこの問題を取り上げまして、私もかなりな意見を申し上げて、ようやくああいう形で進んできたというのですが、小菅さんご指摘のように、窓口を大きくして、だんだん、だんだんやる問題ではないのです、これは。これはやっぱり個人情報の問題にも関わりますのでね。それで、うちのは、担当はちょっと奥まったところにいますけれど、市役所全体が横の連携をとりながら、例えば、今、出ています国保税の滞納者の問題なんかをずっと徴収係が入っていくと、裏にはこういう問題があったと。だから、担当の方と一緒に話し合いをしながら、それをとめて、それをとめるだけやなしに、そのとまった金が税金として納めていただけると、こういうような総合的な取り組みをいただいていますのでね、かなり進んでいるのです。だから、窓口に入って、やっぱり個人情報、また、そういうことについては自分としては恥ずかしい思いもあると思うのですよ。だから、来て相談するのも、誰に相談して……、だから案内のところに行ってもらって、その方を担当に案内する、あるいは相談室に案内するということで、今3人の人が関わっているのですが、主に相談をするのは1人なのですけどね。あんまりばーっと広げてがーっとやる問題ではないと。だから、月に平均15件ぐらいなのですよ。解決できるものも、解決できないものも、あるいは法的な措置をせんなんものもいろいろあるのですが、その程度でございますので、直接、私、担当の方とも話し合いをしたのですが、こういうような状況で、市役所で横の連絡をとりながら全体的な取り組みをする方がいいのだと、こういうことでございますので、若干状況を見たいという思いをいたしておりますし、内容もだんだん深くなっていますので、専門的な技術も要りますが、このままで行けるのではないかと

いうふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 私も、市長の言われるとおり、全く同感であります。何も目立つところにつくれとか、そういうことを言っているわけじゃなくて、中にはどうしても、幾ら窓口のあれがあると言ったって、声を出しにくい人もいやはるので、せめてこのところのここに、ちょっと、小さくてもいいから、入ってみただけでわかるぐらいの何かを付けてあげた方が、それぐらいはした方がいいのではないかと。目立つところにぱっとしたらいいのかどうかという問題があるというのは私も担当課の方から聞いております。ただ声を出せない人に、見て行けるような対策も必要ではないかなと思っているわけで、よろしくをお願いします。

それと、国保の関係であります、今部長が言われましたように、これも市長のご努力が必要ではないかなと思えますね。13市の中で、草津と野洲は一定議論に乗せたいと言われるが、多くのところでは議論に乗ってこないという中で、44条の医療費減免の件です。やはりそこは市長サイドで指導力を発揮していただいて、この実現のために、担当課はその方向にいやるのやから、その点、市長、ご見解はどうでしょう。市長が行って、乗り出した方がいいのではないかとと思えますので。

それとイオンの問題であります、ちょっと質問がわかりにくかったかもわからないのですが、聞いたかったのは、共同店舗が、大きな柱は地産地消をやりましたですね。それはそれでいいのですよ。いいのですけども、その場合ですと、イオンの出店により影響を受ける全商業者が対象になりにくいのではないかと、そういう懸念があるのでお聞きしたわけでありまして、例えば地産地消を共同店舗の対象になるとすれば、例えば酒屋さんと靴屋さんや文具店は対象にならないのですか。そこら辺が地元支援対策と言いながら、そうならないという懸念があるのでお聞きしたわけでありまして、その点、どういう見解なのか、お聞きしておきたいと思えます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 私が常々申し上げますのは、やっぱり需給があって負担があるのだと、こう申します。絶えず今まで小菅さんは負担の方ばかりおっしゃっておったのですが、今度は給付の方をおっしゃっているのですが、先ほどの田中議員の発言もございまして、市長がどうこうということよりも、やっぱり下から積み上げて、みんなで検討しながら、今13市の中で担当者が寄って検討しているねんやと、こういうですから、早

く結論が出ることは私自身が期待をいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午後 1 時 5 1 分 休憩）

（午後 1 時 5 1 分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

市長（山崎甚右衛門君） 担当で十分検討していただきまして、その結果、やっぱり県下一斉でよろしいやろ。単独でそういうことじゃないように。

それと、イオンの問題で、小菅さんいろいろとおっしゃるのですが、このことはイオン自身が心配をしています。すべきことなのですよ。ところが心配はしておりませんで。いわゆるおっしゃったように、草津もモール方式、守山もモール方式、具体的に言うなら、月に 1 回か 2 回しか行かへん店が草津、守山。うちここはスーパーでっせ。スーパー。毎日でも行かないといけないところ。だから、全然向こうは気にしてませんわ、そのことは。だからつぶれるとか、逃げるとか、そういうことをおっしゃいますけど、全然店の態様が違いますから、その心配はないと思います。

以上、お答えとします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 小菅議員の再々質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、地域商業施設がすべての問題を解決するものとは考えてございません。先ほど、議員の方からもご指摘ございましたけれども、その経営についてのアドバイザーとか、あと、店の改装等についての支援といったような、他のさまざまな手段を講じてございますので、そういったことで総合的に地域の振興にご支援申し上げていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第 10 号、第 9 番、本田章紘君。

9 番（本田章紘君） 9 番、本田章紘でございます。

4 点にわたって質問いたします。

1 点目は、昨日来多くの方々質問されました。重なる部分もありますが、質問いたします。

まず、行財政改革の推進について、平成 18 年度と 19 年度予算を比較いたしますと、その差額となっておりますものは施設建設の費用減によるものだけではないかと判断して

おります。当局においては、平成22年度までの予測によって示された財政環境、大変厳しい状況であることから、早急に行財政改革を図らねばならないとしています。

しかし、平成19年度予算の策定にあたり、事業内容の厳しい評価を行って立案するとされていましたが、提案されている内容の中では、行財政改革の成果、すなわち政策の見直し等による成果、そして評価すべき内容と、その金額が見えません。内容と金額についてお尋ねいたします。

次に、先ごろ私どもの方に示されました防災マップによる防災対策と避難対策をお伺いいたします。

洪水ハザードマップにおいて、野洲川、日野川の浸水区域が示されていますが、市内の広範囲にわたって浸水が想定されています。床上浸水以上の地域がそのほとんどであり、人口が集中している地域での避難場所の確保、避難経路の確保が問題となります。

野洲川と大山川に挟まれて洪水予想も1から2メートルと想定されておる近江富士団地の状況を事例に質問いたしますが、市内においては同様の環境にある地域については等しく対策を講じる必要があると、そのような観点から質問いたします。

まず第1、洪水区域内にある避難場所はその機能を果たさないと考えられますが、住民はどこに避難すればよいのか。

2点目、避難経路が近江富士団地においては県道野洲甲西線のみとなって、人々が、車が集中することによる二次災害の発生が予想されます。避難経路、避難方法の確立はどのように考えているのか、お伺いします。

3点目、高齢者の世帯が増加していることから、避難については万全の対策と事前情報の把握が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

4番目、2,000人近い人を収容する避難場所の確保は今後どのように進められるのか、お伺いいたします。

5番目、水没地域にある防災倉庫は設置場所を見直す必要はないのか、見解を伺います。

次に、保育園、幼稚園、小中学校施設の耐震改修工事計画についてお伺いいたします。

市内の教育施設の耐震診断結果が先ごろ私どもに提示されましたが、平成19年度予算においては改修工事は計上されておられません。当市の防災マップにおいてはいずれの施設も災害発生時の避難場所となっていることや、国においては積極的かつ速やかに耐震補強改修工事を進めることを、公立学校施設の耐震化推進についてとして、平成18年6月2日付文書で通知されております。平成19年度予算において計上されなかった理由と改修

計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

国においては、改修工事の優先順位を付けることを盛り込むようにと定義づけていますが、その条件には何らの条件も付いておりません。子どもたちの安全確保と防災対策急務と叫ばれている今日、できることから着手するべきと考えますが、見解を伺います。

4点目に、近江富士団地内道路の改修をということで質問いたします。

地域の住民は、当団地に移り住んでから30年間、精いっぱい働いて多額の市民税をまじめに納めてきました。しかし、この30年間で団地内道路の部分的な補修は行われましたが、路面及び歩道の抜本的な改修工事に対して市の予算が投入されたことはございません。この道路はすべて市道でございます。

団地内道路はガス配管の工事、下水道工事、水道工事等の部分補修等で地盤の沈下や凹凸が随所に見られ、歩道も舗装面の劣化が目立っています。高齢化が進む住民にとっては一番利用度の高い道路であり、身近な道路であります。

また、バスが住宅に接近する裏道を走るようになり、道路の傷みから来る振動や騒音が大きくなっていることから、全面的な路面舗装の改修工事が必要であります。大規模な改修工事であることから、計画的に取り組む必要もあります。

当団地は急激な高齢化社会、ちなみに当団地の高齢化は現在の高齢化率は16%、5年後は急速に伸びて28%と予測されます。このように急速に進んでいることから、過去幾度か、歩道の拡幅、バリアフリー化と路面の改修工事を訴えてきましたが、市としては取り組む姿勢はないのか、改めて見解をお尋ねいたします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、本田議員の質問1点目、行政改革の推進についてお答えをさせていただきます。

このご質問、幾つかお聞きをいたしまして、その都度お答えをさせていただいておりますので答弁の方重なるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

本市では、行政評価制度を行政施策全体のマネジメントシステムとして位置づけ、取り組みを進めているところでございますが、昨今の大変厳しい財政状況を踏まえる上には、事務事業評価の作業においても、当面、経費の削減、行政事務の改善を最も重要な課題と位置づけ、検証を実施すべきと考えております。

平成18年度に実施をいたしました事務事業評価に関わっては、改善に向けて何らかの課題があると検証した事務事業は全906事業のうち319件、約33%でございました。

その内訳として、事業規模の適正化などによる経費の効率化を図るべきとした事務事業が190件で、全体の約20%、また、執行体制の見直しなどの事務改善が50件、約5%でございました。これらの検証結果につきましては、実現が可能なものから速やかに実施を進め、一部平成19年度予算に反映をいたしました。

なお、効果額につきましては、改善を実施しなかった場合の仮定の額を想定する必要があることなどによりまして、明確に把握することはできませんが、事務事業評価の実施以前から見直しを予定していたものなども含めて、削減額をおおむね4,000万円と把握をいたしております。

平成19年度予算に反映がかなわなかった事項につきましては、来年度の事務事業評価作業で継続して課題として管理し、関係者との調整や理解を図りながら具現化を進めていくものでございます。

なお、行財政改革の成果として評価すべき内容とその金額についてでございますが、この実績の把握につきましては、平成19年度の早期にその検証を行う予定をいたしておりますので、現時点で把握可能な範囲でお答えをいたしたいと思っております。

まず、歳出削減のうち人件費の抑制では、平成17年度決算と比較をいたしますと、約2億1,800万円の削減となっております。

一般行政経費では従来の経常的な物件費で3%、約9,000万円の削減を行ったところでございますが、これを上回る新たな増加要因があったことから、物件費総額では増加する結果となりました。

投資的経費では、総額で27億6,000万円の縮減となったところでございますが、一般財源ベースでは平成18年度と同額程度となっております。

補助金の見直しでは、単独補助金で約1,150万円の削減となります。

次に、効率的な行政運営の観点では、外部委託、民営化の推進及び公共施設の統廃合に関しましては、その指針を現在最終調整中でございます。

歳入の確保の観点では、財産収入確保で、平成18年度で3,200万円を、平成19年度では約3,000万円を見込んでおります。基金の確保では、平成18年度において3億5,000万円の積立を行ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、私の方から2点の質問にお答えをさせていた

だきます。防災マップにおける防災対策と避難対策についてと、そして、近江富士団地内道路の改修についてお答えをいたしたいと思います。

まず、2点目の防災マップの関係でございますが、1点目の洪水区域内にある避難場所の住民はどこに避難するかについてでございますが、ハザードマップで示しました浸水範囲は野洲川で19カ所、日野川で32カ所の破堤想定箇所すべてが破堤した場合の浸水区域と、そして琵琶湖の水位が上昇した場合の浸水区域を重ね合わせて、最大の浸水区域と深さを表示しておりますものでございます。

したがいまして、琵琶湖が浸水する場合を除き、ハザードマップに表示しているように、同時に広範囲に浸水することは起こり得ないと、こう考えております。したがいまして、水害が発生しそうな場合の避難は、降雨状況や水位状況に応じて、その都度、市が適切な避難所を指定し、防災行政無線や広報車などで伝達することを考えております。

2点目の、避難経路及び避難方法の確立についてではございますが、野洲川が増水し、避難をするという事態になった場合は、議員のご指摘のように、相当に混乱することが予想されますことから、今後はより安全かつ円滑な避難が可能となるよう、避難経路や避難方法の検討をしていく必要があると考えております。

3点目の、高齢者世帯の避難対策についてでございますが、高齢者や障害者の避難時の要援護者に対する援護体制は、今後、災害対策担当課や要援護者の関係課と協議いたしまして、災害時要援護者対応マニュアルを作成し、対策を講じていきたいと考えております。

4点目の、避難場所の確保でございますが、市民が安全かつ円滑に避難できる場所をさらに確保できるよう、防災区単位で検討してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の水没地域にある防災倉庫の設置場所の見直しについてでございますが、防災倉庫は、あるゆる災害の発生時に備えまして、必要な資機材を迅速に使用する必要があるため、市内に分散して設置することが重要だと考えて、各学区に配置しております。

したがいまして、議員ご指摘のとおり、浸水する地域に設置しておりますが、現在のところ、設置場所を見直すことは考えておりません。

次に、4点目の近江富士団地内道路の改修でございますが、市内における道路整備につきましては、緊急を要する箇所、あるいは地元自治会からの要望等を総合的に勘案しながら、その優先度合いに基づき改修を行ってきているのが現状でございます。

議員ご指摘の近江富士団地の道路につきましては、一部ではございますが、コーナー部分の車道の段差の改修などを行い、また危険箇所の修繕につきましてもその都度実施をし

ているのが現状でございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、近江富士団地が宅地造成された昭和49年当時からやはり相当な年月が経過しておりまして、道路など老朽化が進んでおることを承知しております。今後改修に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいま本田議員からご質問がございました保育園、幼稚園、小中学校施設の耐震改修工事計画につきましてお答えを申し上げます。

まず、学校等の耐震改修工事の計画についての中で、保育園の部分でございますが、市内には5カ所の公立保育園と4カ所の民間保育園がございます。民間保育園のうち3カ所は昭和56年以後の建物でございますして、残り1カ所は平成16年度に耐震化調査を実施いたしました。改修工事の必要性はありませんでした。また、公立保育園につきましては、昭和56年以後に建築いたしました篠原保育園以外の4園は平成19年度に耐震化優先度調査を実施し、その優先度により1園の耐震化調査を実施する計画をいたしております。

また、当市の学校施設におきましては、児童・生徒が安全で安心して学校生活を過ごせるよう、年次別計画的に校舎等の施設整備に取り組んでおります。

既に耐震診断や耐力度調査が完了いたしております野洲中学校の校舎等の改修工事につきましては、改修工事の手法について、授業への影響を限りなく抑え、さらに仮設校舎等の建設コストの低減を図る整備のあり方が極めて重要であると考えております。このため、まず平成19年度は校舎の改築等に必要な基本構想を樹立する必要があるでございますので、専門業者による業務委託を予定いたしております。

その後、この基本構想を反映させました改修工事の実施設計に取り組む予定をいたしております。

次に、小中学校及び幼稚園等の施設整備につきましては、平成18年度に、本年度ですが、実施をいたしました耐震化優先度調査の結果を反映させた年次別計画を立てまして、財政事情を見極めながら順次整備に着手していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） 答弁がないものが何点かあります。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午後2時11分 休憩）

（午後2時12分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田章紘君。

9番（本田章紘君） 市長の19年度の施政方針の中に、5項目の中の潤いと賑わいのある快適なまち、このため、人にやさしい生活道路の整備や河川維持補修という形で盛り込まれております。団地内道路というのは、これは近江富士団地だけを例にとっておりますが、実は他にもたくさんございます。いずれの場所も調べてみますと、やはり改修の必要な箇所が相当ある。多くの人たちが通る駅前道路であったり、主要な幹線道路は目が向けられているのですが、こういった生活道路として一番市民の皆さんが使われる道路に対しては目が向けられていないのが現状ではないでしょうか。

特に、歩道等を利用して、高齢者の方々が移動される場合に、段差があるとか、それから、やはり歩道が狭くなっている、傷んでいるといったことは実は通れない状況なのです。特に電動の歩行車というのですか、電気式の乗用型の高齢者の方々が使われている、あれは電動車としたらいいのですか、電動車と。こういったものについては走れないのですね。ですから、皆、車道を走っていらっしゃいます。

以前、マウンドアップという形で近江富士も車道をかさ上げしてはどうかという提案もしましたが、これ、非常に無理がある。とすると、歩道の切り下げしかないし、拡幅だと。そういったときに、何が問題になるかというのは街路樹なのです。

そういったことを含めて、やはり地域の自治会等と相談しながら、計画的にやはりやっけていかないと費用が集中する。ぜひ取り組んでいただきたい。少しずつでも、やはり改修していかないと、放置すればするほど後ろの方で一気にお金が必要と、費用が必要ということになりますので、再度、この辺について取り組まれる姿勢はないのか。お伺いいたします。

防災マップでは、防災倉庫が水につかったら何もならないのですよ。あの中には食料も入っています。三上の倉庫で見ますと、食料が入っている、毛布が入っている、それから一番大事な水の浄化装置も入っているのじゃないですか。エンジン式の、移動式の。こういったものは水につかったら何の役にも立たないわけです。やはり水につからない高台へ

と設置を変えるべきじゃないですか。

その中で、どこに置けば地域が一番使いやすいのか考えていく、こういったことでなきゃいけないのじゃないかと。他の地域も、ずっと調べますと、やはり防災倉庫が浸水するとなる、何箇所もあります。これではいけない。ぜひ見直していただかなきゃいけないだろう。再度お伺いします。

それから、避難場所なのですが、つい先日の新聞報道等でも、津波が来る地域においては、民間の建物を利用して屋上に避難するようとか、民間の方々と協定を結んで避難場所を確保すると、そんなことが行われておりますし、実際、もう既に協定を結ばれたところもあります。我々の周りにも企業がたくさんあるわけです。企業の施設も避難場所として確保するというような協定を結んではいかがと、そういう方向で取り組まれてはどうだろう。提案として、見解を伺います。

避難経路は、近江富士団地に限って言いますと、実は上流から水があふれてくるという設定なのですね。そして、流れてくる方向に向かって避難しなきゃいけない。これでは避難はできないです。道路がないのです。避難する道路がない。というような環境下にあるということを考えますと、どのようにその経路を設定されるのかなと。逆に、2階建ての2階まで浸水予想がされない場合は、一旦2階に避難するとか、その避難方法、それも市民の皆さんに周知徹底しておかねばならないだろうと、このように思いますが、そういった取り組みについてはどのようなお考えか、見解をお伺いします。

それから、行財政改革について、ちょっと視点を変えて市長にお伺いしたいのですが、合併する以前というのは、非常に合併することによっていいまちができる、財政的にもそう大きな問題はないのだというような、バラ色とまではいきませんが、絵がかかれていた。何で合併した後に、急にこんなに財政状況が厳しいのだということになったのか。そういった分析をどのように把握されているのかお伺いしたい。

それから、もう一点、財政行政改革、行財政改革となりますと、すぐに人員の削減というマイナス方向での、ともすればマイナスになりがちな検討案が示されるわけですが、本当は違うのではないかなと。プラスの方向性の検討もしなきゃいけない。どういうことかと言いますと、職員の皆さんの能力を十分引き出して、100%市の行政に反映されておるだろうかと。ここにいらっしゃる幹部の皆さんの責任下において、そういったことが行われてはじめて削減ということが出てくるのじゃないかと。

市庁舎の中では、今、1人に1台ですか、パソコンが設置されております。多くの方が

パソコンに向かって仕事をされています。1日中パソコンに向かわれているケースもあるかと思いますが、今、この役場の中の仕事で、1日中向かわなきゃいけない仕事って何があるのだろう。パソコンに向かっていると、本当に仕事をしているように見えますが、本当はそうでないケースもないかなと。実は私、企業におるときに、そういう仕事をさせていただきました。分析いたしますと、パソコンが仕事をつくり出しておるということはたくさんあるのです。データをつくり出すことに一所懸命になって、本当はデータを駆使して、それでサービスを展開しなきゃいけない部分が抜けてしまう。データをつくることで満足してしまう。こういった仕事の分析を進めてから、本当に効率が上がったところで人に対する施策が行われるべきである。大変優秀な皆さんを職員として抱えていらっしゃるわけですから、そういった方々の能力を100%引き出すことが大事ではないかと、市長としてどのようにお考えなのかお伺いしたい。

それから、教育施設の耐震化改修工事ですが、国においても、まだ、最終的にどのぐらい、いつまで、どのぐらい費用をかけてというような計画は今策定中であるとは聞いておりますが、ただ、5カ年ぐらいの計画で3兆円規模ぐらいの国庫補助になるのかというようなことは言われているようです。まだ決まってはいません。予測です。そうしますと、早く手を打たないと、後になるほど、皆集中してくる。早くから手を打ってやっていかなきゃいけない。野洲中学校が終わってから次じゃないのですね。野洲中学校をやりながらできるところからやっていくと、並行して進めないと、とてもとても予算がつかない。

草津市は実は19年度予算がついております。ということは、早くから取り組まれた結果が出てきている。なぜ耐震優先度調査まで集計が出た段階で仕事に入っていないのかなと、非常に残念でなりません。改築もしくは建て替えをしなきゃいけないのが12棟あるのですか。補強で12棟ある。こういう結果が出ているわけですから、これをもとに、速やかにやはり計画、予算、練り上げて国に要求していくことを進めなきゃいけないと思うのですが、そのあたりの取り組みについて、再度お伺いします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。再開を14時45分とします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、本田議員の再度の質問でございますが、4点

にわたっての質問がありましたので、回答をさせていただきます。

まず、1点目の生活道路内、あるいは、また歩道の今後の取り組みでございますが、これにつきましては、生活道路につきましては、やはり古い団地ということで、古い団地から順次進めているのが現状でございます。そうしたことから、今後、この団地内の、議員も言われるように、舗装の傷み、あるいは歩道での街路樹の根の起伏ですか、そうしたいろいろな面がございますので、そうしたことにつきましては、やはりバリアフリーの解消を、先ほども言いましたように、高齢者に伴う歩道の整備ということも取り組んでいく必要があると考えております。そうしたことから、その整備につきましてもやはり経費面で行きますと、特にメイン通りにつきましては交差する支線等の取りつけ、あるいは先ほども言われております全面的な歩道の切り下げ等も検討しなければなりません、そうした道路上の状況から困難なところが多くあります。そうしたことから、今後の整備方向といたしましては、第一に地元での生活されている方が多いということでございますので、地元の自治会とも協議しながら、現在の車道の敷地利用、あるいは両側の歩道を若干整備しながら、今後も財政の許す限り順次整備をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、防災マップ関係の避難場所、並びに避難経路の件でございます。

特に避難につきましては、先ほども回答いたしましたように、まず水害が発生しそうな場合ということですので、まず、切れる前に、降雨状況、あるいは水位状況等をやはり、その都度、市が適切な判断をいたしまして、避難所の指定や、また経路につきましては防災行政無線や広報車などの伝達の方法も考えております。

また、先ほども言いましたように、議員からの指摘もありましたように、企業等につきましても、これも既に野洲の工業会等も防災協定等を結んでおりますので、そうしたことも協議しながら、やはりよりよい多くの避難場所等についても、今後防災会議等に諮りながら設置していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

防災倉庫につきましては総務部長の方から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 財政上の質問で、合併すればという大きな期待を持ちながら合併をしたと、確かにそうなのですね。ところが、残念なことに、言うなれば分母が小さくなってしまった。法人税も一時期やっぱり20数億ございまして、18年度の終わりに

は10数億ぐらいまで落ち込んでいると。それと、もう一つ、三位一体の改革ですね。この中で一番大きく痛いのは、地方交付税の減額が、中主町時代には19億か20億近く受けておられました。これが10年間保障してやると、こういう約束やったと思うのですが、今12億ぐらいまで落ち込んでいるのですね。そういうことを言いますと、大方で20億ぐらいの分母が小さくなった。これがやっぱり一番大きな要因ではないかなと、こんなふうに思います。

それで、一般財源の確保については、これは努力しなければならない、こんな思いをいたします。それと、行政改革が人件費の削減オンリーではないということでございます。もともと合併した当時から職員数は減らしていこうと。だから、37名ですから、まだ多いということですから、そういうことも含んで、大きく2億何ぼ落ちたのが人件費だと、こういうことですが、そんな計上の経費、また負担金、補助金等も減っているのですが、一方でふえた部分がございます。特に何遍も言いますが、福祉や教育にはふやしておりますので、トータルするとそう減っていないように見えるのですが。

そういうことでございますので、何としてもこれは分母を大きく取り戻さなくてはならないということと、やっぱり我々自身も、職員さんを含んでの話なので、分子というものはそう簡単に小さくするわけにいけないわけですね。ずっと流れがございますから。そして、どうしても分母を大きいしなないといけないと。これが大きな課題であろうと。

合併して五、六年、若干痛み分けて市民の皆さんにも迷惑がかかるのではないかなと、こんなふうに思っております。今後に大きな期待をするのですが、そういうことで。

もう一点、職員の問題なのですが、やっぱり能力を大きく開発していかないといけない。今までは幅広く何でも知っているのが役場のいい職員やったと、こういう時代でしたけど、今は深く、幅は広く深く技術、知識を持ってもらわないといけない、こういう思いをいたしております。

先ほどの多重負担の問題でもそうです。一般職員が異動でかわって行って、すぐ対応できるかと、なかなかできません。いろんな法律関係と関わりがございますのでね。それはもう民法上のこともすべて把握していなかったらできないのと一緒で、そういう職員の養成をしていかないといけないと、こういうふうに、数よりも質の方を重点的に伸ばしていかないといけないと、こんなふうに思います。

ちょっとパソコンの話が出ておったのですが、下へ下りて、こういう意見が出てあるよと職員の皆さんとしゃべっていると、やっぱり見なくてもいいこともあるんでっしゃるけ

れど、市役所の組織全体の中が、それぞれ課間の連絡、あるいは部内の命令、あるいはそうした連絡網がすべてパソコンでやっているということのようですから、やっぱり見なんだ者が悪いのだと、こういうことになってきますと、すべてそういうことで活用して、言うなれば、うまく連携を幅広くとっているというふうに私は解釈をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、防災倉庫の件でございます。水につかるということでございますが、実際倉庫中の物を使うということは、水没等の災害発生が予想される前に対策を講じる場合にほとんど使うものが大半でございますので、したがいまして、すべての施設が高台にあるということではございません。避難所に近いところ等に設置をさせていただいておるところでございますが、今後の防災物資等の増量というか、も考える必要もございまして、その節には、また、高いところとか、浸水しにくいところをまた考えていきたいというふうに思っております。

それから、都市建設部長が申し上げましたけども、再度のお答えになるかもわかりませんが、避難場所についてで、企業の協力を求めてはということでご提案をいただきました。これにつきましては、既に野洲工業会との協定済でございますして、協力企業を登録させていただいておりますして、人的、物的も含めまして、避難場所の提供につきましても登録企業がございまして、既に37社の倉庫等や寮を提供してもよいというお申し出をいただいておりますので、災害の節にはそれを利用させていただくというふうに考えております。

それから、避難経路についてでございますが、これは確かに難しい問題ではございますが、これも当然避難勧告等を出しました場合に、大半の方は多分徒歩等でお逃げになるというふうになります。それから、道路の混雑等もご心配をいただいておりますが、大規模な災害が発生した場合につきましては、警察、消防、市等も道路の規制を実施することもございますので、一般車両については排除して、緊急車両の通行を優先するというようなこともございます。まず市民の方については、生命の安全確保を優先して避難をさせていただくということになりますし、それから水害が発生した場合も、その状況によりまして、避難経路等はそのときの状況によって変わるということもございますので、複数の避難経路は設けることは必要かと思っておりますが、今後検討してまいりたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの本田議員からの保育園、幼稚園、小中学校施設の耐震改修工事計画につきましての再質問にお答えを申し上げます。

ご質問では、なぜ優先度調査までして早くその次の段階に進まないのかと、こういったご指摘もいただいておりますが、かねて、昨年ですが、文部科学省から、公立学校施設の耐震化促進についてという通知を受けまして、本市では、18年中に耐震診断を完了しなければならないという判断で、学校施設にかかります新たな交付金制度の変更といったこともございました。そうした交付金を受けるために18年中に、たしか6月補正であったと思いますが、本市の学校施設の耐震化優先度調査業務の予算の補正をお願いいたしまして、調査業務を発注いたしまして、昨年末に、本市におきます調査業務を完了いたしましたところでございます。

そうした意味で、議員ご指摘のように、緊急性は十分認識をいたしております。また、気持ちといたしましては、野洲中学校の耐震改修、あるいは改築と同時に並行して小学校も、そして他の必要な体育館も耐震工事に着手したいと、このように思っております。そうして、このためには、議員ご指摘のとおり、国庫補助のこともありますので、まずは野洲中学校耐震化工事の効率的で効果的な、あるいは、また、授業への影響を極力抑えて、さらに工事コストの低減の手法、あるいは低減が図れる整備手法を検討いたしました基本構想をとまずは考えております。

そうした意味で、新年度、19年度予算では、必要な予算を計上させていただいております。

また、この基本構想を策定し次第、これを反映いたしまして、実施設計に取り組みたいと考えておりますが、財政事情も重要な要素でございますので、十分その辺を勘案して進めてまいりたいと考えております。

今後は何よりも優先して、こうした学校施設の耐震化工事に取り組むべき課題であると、このように考えております。ご理解をいただきますようお願いを申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 本田章紘君。

9番（本田章紘君） 行財政改革について市長の方からお話ございました。パソコン

が庁舎内の連絡網にもなっている。これは多分そうだろうと思うのです。そうであるならば、例えば連絡についても、緊急な場合は持って走られるだろうと。そうでない場合というのを考えると、時間帯を決めて、皆が確認し合うとか、作業するとか、そういった効率化を図らないと、無差別にどうぞということであれば、本当に仕事の効率を落とすことになる。これ、いろんな分析をされた中から出てきておりますので、やはりパソコンというは道具でございますので、使われてはいけません。使っていかなきゃいけない。そういう形で仕事の分析も業務の分析もしていられることが肝要であろうと。

ただ、分析はしたけども、次に、どういう方向を目指して皆さんが仕事をしてもらったらええのや。また、職務分掌でいろいろ規定されている仕事の中から、皆さんはどういう成果を出していかなきゃいけないのかといったことまで突っ込んでテーマを与えていかないと仕事の成果は期待できないであろうし、管理の指標も定まらないのじゃないかなと、このように思うわけです。

そういった点から考えますと、もっともっと職務事務分掌についても非常に難しいですが、表現として成果の出るような表現、行財政改革の大綱の中でも、民間の手法を駆使してとあるのですが、これは説明の中でも中心手法だったり、V E、V Aであったりとかいう形で表現されております。これ、非常に時間もかかります。人もかかります。だから、そういったことを本当にどうやって進めていくのだと、プロジェクトチームでもつくってやっていくのかと。当然、仕事の行われているレベルと言いますか、レベルというよりは、ゆっくりやっているのか、一生懸命やっているのかという測定もしななきゃいけないのですね。これ、ワークサンプリングと言います。

こういったことをしながら、その仕事を評価していった効率を上げていくと、こんな取り組みをしていかないといけないのじゃないだろうか。そして、やはり人の削減ということをしていかないと納得が得られない。マイナス方向での改善になってしまうと予測しますので、こうした取り組みについて、今後どのように取り組まれるのか。表現上は民間の手法ということになっておりますが、どう取り組んでいかれて、10月の組織改革に結びつけていられるのかお尋ねいたします。ここのところが間違うと、経常的経費の50%と表現されているような形の削減には結びつかないだろうと。逆に人が減ったらサービスの低下が始まった。こんなことになってはいけませんので。答弁をお願いいたします。

それから、近江富士団地の道路でございますけども、実は、私どものネットワーク野洲の代表質問の中で、L P ガスの配管が腐食して云々ということがございました。幸いなこ

とに、近江富士団地は実は全面的に入れかえ工事が終わっております。

そういった中で、実は工事された後の路面というのが当初の路面より強度が低いのですね。当初つくられた道路というのは非常にアスファルトの厚さが厚いのです。20センチ近くあるのです。今は7センチか8センチでしたか、基準は。非常に薄い。そのために、やはりそこに段差ができてきている。また、その区域内に納まっている水道のバルブであったり、下水管のマンホールであったり、沈下したり、隆起したりという形でもうでこぼこになっている状態です。そして、この状態というのは、私が住んでおります近江富士だけじゃなしに、七間場も大畑も、その他の住宅団地は同様の状態であろうと。回ってみても、やはり同じように傷んでいる。手が入っていない。ぜひバブルの時代にできた大きな住宅団地、こういったところは一度実態調査をされて、計画に盛り込んでいただきたいと、かように思います。それについての見解をお伺いいたします。

それから、教育施設の耐震化ですが、本当に早く進めないと、後ろが今度切られてくる。後ろに集中してしまうということになりますので、もう19年度予算に計上していただくことは無理でしょう、これ。補正予算も入れていただければ幸いです。となると、もう着手して、そして、一定の要請をしていかないといけない時期にすぐに入るだろうと。ですから、そういった作業をどう進めていくのかということをごぜひ取り組んでいただきたいし、提示していただきたい。

特に、こういった教育施設というのは、先ほども言われるように最優先で進めなきゃいけない問題ですよ。いろんな方針の中でも、福祉と教育は最優先だと出ているように、他の経費とバランスがとれない状態も出てくるでしょう。実質公債費比率も非常にその瞬間は上がってきます。でもやっぱりやっていかなきゃいけないことですから、取り組んでいただきたい。

それについての見解を再度お伺いいたします。

それから、防災マップの方なのですが、民間企業と協定を結んでいるということであれば、それを公開していただきたい。どこが避難場所になっているか、こういった地図に示しておかなければ何にもならないのです。飛び込んだって、その知らないよと言われてから困るわけです。はい、どうぞということではないといけないのであって、幸いなことに、私、近江富士団地の周辺にも企業がございます。高台にある企業もあります。ですから、そういったことを含めて考えなきゃいけないし、なおかつ、この防災マップで見ますと、希望が丘というのは比較的広い地域が避難場所としても設定できる環境下にありますよね。

そうしますと、やっぱりこういったところも最終的に避難場所として設定して、そこに移っていくというようなことも考えなきゃいけないだろうと。そういった設定も見直すべきでないかなと、このように思いますし、それから、避難経路については、非常に難しい場所もあるのですよ。実は、もう、近江富士の皆さんとも話をしても、誰が低い方に逃げるのだと、こういう話です。当然ですよ。高い方へ逃げるので。ところが、一番低い部分のところというのは、もう水が既に寄ってきます。とても逃げられない。

私も神戸市で腰までぐらいの浸水を経験しております。歩けないのです。歩くと大変なのです。下が見えないですから、路面がどういう状態になっているのか見えないから。だから、動かないのが本来が一番適切なのかなという思いもします。ですから、避難するときに、いつの時点で避難していただくか、それまではここで待機して下さいとか、そういった情報というのを周知徹底しておかねばいけないだろうと、そのように思います、その取り組みについてお伺いしたいのと。

それから、阪神淡路大震災でも大きく問題になりましたのは、実は高齢者や障害者の情報が把握できていなかったという。そして、パソコンが使えないから、データが取り出せないという大きな問題がありました。

常日ごろ、情報が的確に伝わって、今、自主防災組織を構築されているわけですが、そういったところに集約されて、個人情報を守られていると。こういったことでなければ動きがとれなくなります。当時、私もボランティアで神戸の市内をずっと回りましたが、県庁にも市役所にも区役所にも情報がない。取り出せなかったと。機械の中にあるのだけど取り出せないという状況でした。

やはりこういうことではいけないので、こういったものについては目で見える形での情報としておかねばいけないだろう。そうした形の中を情報をつくるには、民生委員の皆さんであったり、自治会の役員の皆さんであったり、協力を仰いでつくっておく必要があるだろうと思います。その点についての見解をお伺いします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 本田議員の再度のご質問でございます。

まず、行政改革に関わって、成果の出る資料、そして効率を上げる方法とはということでございます。現在、私どもの方で考えておりますのは人材育成の取り組みということで、現在計画をいたしております。

人材育成が何よりであろうというふうに考えておりますので、多様な人材の確保等も、

それから能力のスキルアップ、当然必要だと考えておりますので、これらを効果的に行うために、目標管理制度、業績評価の導入を含めた勤務評定システムを改善していきたいというふうに思っております、職員のやる気を起こすために、あとは人事、給与制度での反映をしていきたいというふうに考えております。

それから、防災マップの関係で、協力企業の公開をということでございました。これはいずれ企業さんの了解を得ながら、各学区、地域ごとの企業さんの方にはご紹介をさせていただく必要があるかと思ひますし、皆様にお知らせをするのもいいのですが、各自治会の自主防災組織を立ち上げていただいておりますので、そことの連携を図りながら、できましたら、自治会館等に掲示ができるような方法もとりたいたと。

それから、出ておりました、同じく最後でおっしゃいました弱者の方の関係につきましても、これも自主防災組織の協力を得ながらまとめていきたいというふうに思っております。

それから、希望が丘も避難所に設定してはどうかということでございましたので、これは最終的な被害の状況にもよりますが、大規模災害等によりましては、当然、これ、県の施設でございますし、あそこは県としても広域の避難所として利用されるように伺っておりますので、その利用は可能かなというふうに思っております。

それから、避難時のことでございますが、これにつきましては、防災マニュアルの方で、私どもの方としては、避難勧告の方法等を工夫いたしまして、混乱の起こらないような方法を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 本田議員の再度の質問で、特に団地内の生活道路の今後の整備方針、方向でございます。

先ほどもご回答いたしましたように、今現在も進めておりますのは、古い団地から徐々にでございますが進めておりますので、そうしたことも踏まえまして、先ほど言われました、それぞれ他の団地も早速実態調査をいたしまして、財政状況を勘案しながら、順次整備をしていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 本田議員の再々質問でございますが、教育施設の耐震化につ

いてどうするのかと、こういうふうなご質問でございますが、現在、本市教育委員会では、公立学校施設の施設整備計画を立てて、既に盛っておりますが、この計画のまず先頭に位置しておりますのが野洲中学校の耐震改修なり耐震補強の工事がございまして、この工事が進まないとなりに着手できないといった状況があるのも事実でございます。

野洲中学校につきましては、耐力度調査あるいは耐震診断が完了いたしますので、まずそれを早くかかっていって、次に着手をしていくというふうなことが今緊急の課題だと、このように思っております。

そこで、国の交付金でありますとか、あるいは市の財政状況も見極めながら、財政事情が許せますならば、野洲中学校校舎の改築等に必要な基本構想ができ次第、極力早く実施設計にかかっていきたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第 1 1 号、第 2 2 番、荒川泰宏君。

2 2 番（荒川泰宏君） 平成 1 9 年の第 1 回野洲市議会定例会一般質問におきまして、私は景観の規制について質問をいたします。

今日は朝からさわやかな気持ちで出てきました。と申しますのが、私の自宅の裏の竹やぶのところでウグイスがホーホケキョと鳴いておりまして、自然は本当にいいものだなという思いをいたしました。まちづくりで泣かないようにしたいなど、こんな思いもしたところでございます。

いつもは自宅を出まして、中山道から市役所に来るわけでございますが、今日は裏の方から出まして、市三宅北櫻線を通り、行畑の古道を抜けて来たわけでございますけども、そのときに、三上山の秀麗な姿を見ながら庁舎に来たわけで、本当にすがすがしい思いをいたしました。そういう意味からも、今回質問をさせていただきたいと思っております。

近年、各地において高層建築物の外観色を一定の範囲内に抑える他、屋上広告物の設置にあたって規制等をするとところがふえています。成熟したまちにふさわしい演出がされ、まちのイメージ形成に、景観の維持、改善に取り組んでいるところであります。

野洲市においても、秀麗な三上山や琵琶湖に面する各風景等を野洲市のブランドとして景観を保ち、活用していかなければならないと強く思うところであります。

景観を保つためには、建築協定、地区計画等を活用し、条例の制定が必要となるところです。今後、さまざまな開発等により、景観に変化が想定される本市にとっては、早急に取り組まなければならない課題ではありますが、このことについてどのように考え、どのよ

うな年次の計画で条例の制定等を進めようとしているのか、見解を伺います。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、荒川議員の景観の規制についてのご質問にお答えをいたします。

平成16年に良好な景観の形成と促進を目的とした景観法が成立し、各地において、それぞれ取り組みがなされているのが現状でございます。

本市といたしましても、第1次野洲市総合計画や都市計画マスタープランで景観の保全をうたい、先ほども言われましたように、琵琶湖、野洲川、三上山はじめとする山、また田園風景などと調和した、人々が心通う都市づくりを目指そうとしております。

適性な市街地の形成等を図っていきたいと考えております。

近年、市民の景観に対する関心は高まっていることから、何が良好な景観か、保全にふさわしい景観とは何かなどを考察、研究していく必要があると思います。

景観を保全する方策として、議員のご提案のとおり、建築協定、地区計画制度があります。本市では、現在、建築協定締結地区が3地域、そして地区計画が4地区を定めております。また、それ以外に、景観法に基づく諸施策を実施することにより対応することも考えられます。

良好な景観の形成は市民の生活に関係し、また、利害を発生することも考えられることから、今後、景観につきましては、調査、研究を十分慎重に進めていきたいと思っております。

住民参加の景観形成を進めるためには、まず市民の情報の提供からということで、市民への情報の提供、そして、また、住民からの意見聴取と住民意識の醸成が重要と思っております。

そして、その後、地域などの説明会などを開催し、合意形成を図りながら進めることが大切と考えております。

このことから、こうしたことを踏まえ、今後、景観行政の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 荒川泰宏君。

22番（荒川泰宏君） ただいまの景観に対する考え方は答弁そのものだろうと思っております。ただ、その回答をお聞きいたしましても、前向きに取り組もうとする姿勢、何よりもそのプロセスの説明が回答でないというところが非常に寂しいわけですが、私は大変野洲市が好きですし、大好きです。だからこそ、はじめて議員に当選をさせていただきま

したときに、最初の質問が景観のこの議題でございました。その後、一般質問をいたしましてから、数日後、私に写真が趣味だという方から、プレゼントをいただきました。持ってまいりましたが、これがいただいたそのときのプレゼントの写真です。見ていただいたら、これは川田橋から野洲川を面して三上山を撮られた写真なのです。もう現在ではちょっと色あせていますけども、非常に古い写真となったわけでございますけども、今なお、この景観は保たれております。非常にうれしいところでございます。

さて、この景観の政策に取り組むために、過日、数十年来の知人であります兵庫県の芦屋市の山中市長さんに表敬訪問させていただきまして、今般、芦屋市で景観に伴う議案を提出されておられます。その内容は、読み上げますと、日本屈指の高級住宅街とされる兵庫県芦屋市六麓荘で、敷地400平方メートル以上の一戸建てしか新築ができないようにする条例改正案を、4日、市が議会に提案した。120坪ぐらいになるのですかね。相続税を払えないなどの理由で土地を手放す地主が相次ぎ、住民が求める閑静な住宅街の維持が瀬戸際にあるため、高級感を最大の特徴とする芦屋ブランドを守りたい市が住民の要望を受け入れた形で、全国でも異例の豪邸しか建てられないまちとして生まれるというようなことから、今回の3月議会で、芦屋市が条例改正案を提出されるわけでございますけども、市長のお話を聞いておりますと、当初はこの議案に対し、土地の評価が下がるのではないかというようなことだったということでございます。

ここの土地はバブル期に1坪700万、現在では1坪100万ということでございます。しかしながら、反対されておられました地権者の方々が、最近は考え方が大きく変わってきて、このまちにやはり住みたいという意見が非常に多くなり、この議案は恐らく通るであろうということを市長が言うておられました。

これらのことを考えますと、やはり景観の規制というものが非常に大切ではないかと思うところであります。

本市におきましては、国土利用計画案の中で、景観についての基本構想について、第1章第1節に記されています。それほど重要だということでございます。

そして、また、第1次野洲市総合計画の中でも明確に書かれております。特に、その中で、88ページに、ふるさとの景観の保全と創造と題し、施策の成果指標について数字で示されておられます。これを見ますと、野洲市は三上山や琵琶湖、田園景観などの眺望景観にすぐれたまちだと考えている市民の割合が現状値84.5%、野洲市は町並みの景観がすぐれたまちだと考える市民の割合46.7%、これが平成25年には84.5%を8

5%へ、46.7%を50%へしようという数字がそのように出されております。非常に意気込みは感じるわけでございます。

この施策の成果指標というこの数字を上げることは私は大きなまちづくりの戦略であり、芦屋市のまちづくりと一緒に、今後は、野洲市は滋賀県下でも有数の質の高いまちづくりに持っていくべきだと考えるわけでございます。

さて、景観につきましては、平成16年6月18日の公布の景観法ができました。既に滋賀県条例としては、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例がありますが、本市職員で今後景観に取り組む職員の専門的な知識を得る研修をどのように受けているのか。また、研修結果として、今後どのような研修計画をされようとしているのか。先ほども、市長が、専門的なそういう職員の育成というお話でございましたが、このことにつきましての研修につきましての考え方をお聞きいたしたいと思っております。

次に、旧中主町で取り組まれましたホープタウン錦の里地区は、地区計画が策定され、良好な町並みとなっておりますが、本市が取り組まれようとするとき、都市計画マスタープラン計画書原案によれば、建築協定と地区計画で取り組む2つの方法がありますが、それぞれのメリット、デメリットをどのように分析しているのか伺います。

3点目に、今日までの取り組みの中で、景観について自治会長会議等が開催されたときに、景観に対する説明だとか、また、景観に対しての参加しようという、そういう市民の声をどのように取り組まれているのか、この件につきましても回答を求めます。

先ほど、芦屋市のお話をしましたが、住宅地の質を高めることによって、芦屋では阪神の野球選手と清原選手等が住んでおられる方が多いのですが、個人、法人税だけでも15億以上あるということを言っておられました。やはりこういう財源が厳しい時代になりますと、知恵と汗を流して財源の確保を図ることが大切であると考えられるわけでございますが、野洲市としても、この景観事業と税収との関係をどのように考えておられますか。このことをお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後3時29分 休憩）

（午後3時31分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） 荒川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず職員研修ということでございましたが、職員研修につきましては、先ほども市長が申しあげましたように、各種の専門研修等もございますので、これにつきましては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、景観に関する自治会への説明等ということでございましたが、これにつきましては、旧町時代から、各自治会で景観形成の取り組み等、生け垣等の植栽等についてということで取り組んでいただいておりますので、これにつきましては自治会長会等で景観形成の取り組みはということでご説明をさせていただきます。

それから、景観と税収の関係、芦屋を例にとられてやっていただきました。

これはなかなか難しい面があるかと思いますが、例えて言いますと、旧中主の西河原、吉地地区の区画整備区域につきましては200平米、60坪以上の宅地をということでございまして、あれにつきましては今現在もそのままでございますが、野洲市全体としては開発面積が少し小さくなっておりますが、その面では、その旧中主地区につきましては、その面積の規定につきましては維持をしていきたいなというふうに思っておりますし、先ほど例に挙げていただきました錦の里団地につきましても、あそこも平均70坪程度になってございますし、あそこも植栽等をやっていただいておりますので、その景観につきましては維持していきたいという、そのような方法をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、荒川議員の再度の質問で、建築協定と地区協定のメリット、デメリットでございますが、ちょっと現状等をとらまえながら回答をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、それらの協定地区計画でございますが、用途、建ぺい率や、あるいは容積率、また高さ制限、また、あるいは意匠などについて、それぞれ両方とも決めることができます。

まず、建築協定につきましては、これは土地所有者などがそれぞれ区域全員の同意が必要になります。そうしたことから、その地域での運営協議会等を設けていただいて、その運営協議会が当たられるのが現状でございますので、それぞれ民間相互の契約事項になることから、取り決め事項についても、相当の幅というか、そのような自由度があるようなことを聞いております。

また、一方、地区計画につきましては、今年も市が企画いたしましたように、これにつきましては、都市計画の審議会の決定事項でございますので、これは地域の全員同意じゃなしに、これについても、やはり住民の合意ということでございますので、半数以上よりか多めの方が賛成していただければ地区計画の設定ができるということでございます。

そうしたことから、メリット、デメリットの件でも、今も言いましたように、建築協定では地域の土地所有者が建築基準法に上乘せして、一定の制限を設けられ、そして、その地域の環境をよくし、その地域を個性あるまちというか、その地域の保全の進められるということで、これについては、先ほども言いましたように、全員の同意が必要でございます。

ただし、そうしたことでございますので、仮に、その地域でこの協定に違反された場合についても、建築法に基づく建築の確認事項には違反にはなりません。ただし、先ほども言いましたように、地元の運営委員会で諮っていかれるということですので、それぞれそれにつきましては是正請求や、この運営委員会が法的に提訴されるということもできるということでございます。

そして、地区景観につきましては、市が策定主体となりまして、地区の一体的整備、保全の都市整備の方針を定めるということですので、そうした運営にあたっては、市及び建築確認で規制がかかっていくということでございます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 荒川泰宏君。

22番（荒川泰宏君） どうもありがとうございます。

まず、研修の関係でございますけども、やはり法的なところをしっかりと押さえていただく必要があります。まず、平成16年のこの景観法、それからふるさと滋賀の風景を守り育てる条例、この2つをしっかりと、まず、これがいわゆる後押しをしてくれるものでありますから、それに基づきまして、この建築協定と地区計画を進めようというものであります。よって、これにあたる職員の方につきましては、ぜひ胸を張ってこの仕事に取り組んでいただきたいと思います。やりがいのある仕事、生きがいのある仕事になろうと思いますので、ぜひ胸を張って取り組んでいただきたいと思います。

それと、総務部長から説明がありましたように、旧の中主町で立派な取り組みをされておられます。その経験をどうか総務部長の範囲だけでとどまらず、現場の方に展開をしていただきますよう、よろしく願いをいたしたいと思います。

最後になりましたけども、全国ふるさと富士サミットが本年秋に開催をされる予定でございます。その目的が何であるかということをとらえまして、景観を保全する取り組みを本市が行っているということをやっぱり胸を張ってこのサミットに臨んでいきたいと、こんな思いをするわけでございますが、最後に、市長のこのサミットに対しての心意気をお伺いいたしまして、質問といたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 非常に内容の多い質問をいただきました。

まず景観につきましては、私もかなりこの景観については、今まで何度もこういうことについて勉強したわけなのですが、野洲市ほど景観に恵まれたところはないと思います。例えば新しくできました野洲川放水路でもあれだけの河川空間があるわけですね。普通の河川改修ですと、ああいうものはできない。だから、ああいう空間も使いながら、まして合併をいたしまして、山と湖がつながったと。その湖にも吉川港から家棟の河口まで、やっぱりあれだけの自然の豊かな景観のところがある。ああいうものを、よそのことを言って悪いんですけどね、琵琶湖大橋から向こうのようなものがばーっと建ってきたら大変なことになる。そういうことの規制も含んで、あの自然のままできちとした景観を維持していきたいという思いもでございます。また、片方、日野川にしてもそうでございますので、この辺はきちっとしないといけないと。

その自然の景観と町並み景観についても触れておられるのですが、私、実は都市計画課長をしていたときに、まだこれだけたくさん的高層が建っていなかったときに、これから、少なくとも中山道沿線には陸屋根はつくってもらわんとかうやないかと。すべて勾配屋根でこういう建物にしてもらおうやないかというようなことを言って、一部指導したことがあるのですが、それはやっぱり法的には規制がございまして、簡単に行くものではないのですが。先ほどおっしゃるように、建築協定とか、いろんなものの協定なり、そういうものを、民意を集結してやらないとできないということでございますので、そういうことも含んで、町並み形成も今後考えていかないといけないと思います。

幸いに八幡市、守山市も今度条例をつくられるのですね。それやったら、町並み形成をやっっていこうということのようで、守山市にはかなり建築に通じた職員さんがおいでになりますのでね。そういうことも勉強しておられると。また、八幡市役所には野洲町出身の方で、国外へ研修に行って、現在、八幡市役所にお勤めになっている。またその技師もおいでになりますので。そういう方たちとの交流も図りながら、まちの形成を図っていき

い。

そこで、全国ふるさと富士サミットを11月17日に開催しようということですが、近江富士から全国へという合言葉に、全国、やっぱりふるさと富士を有する市町が、あるいは自治体が集まって、野洲に集まって、野洲のいい景観を全国に広げていこうと、こういってやっているのですが、特に、中でも富士学会の皆さんが非常にこの三上山について関心を持っておられる。ただ、そこに山があるということやなしに、この山は野洲川、あるいはこの地域の流域におけるところの、今、恵まれた地域となっております。この地域での、今までの地域と山との関わりの問題、そうしたことをもって、ずっと地域の住民が恩恵を受けてきたというようなところから、これを一番にやろうやないかということで、富士学会の、これは学者の集まりなのですがね、非常に好感を持っていただいておりますので、これを何としても活用して、地域の活性化に結びついたらと、こんな思いをいたしております。

全国から100ぐらいの町村が寄ってくれるのではないかなというふうに期待はしているのですが。そういうことで野洲町を全国にこの景観を広げていければと、こんなふうに考えておりますので、また、皆さんのご理解もいただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第12号、第7番、川口東洋君。

7番（川口東洋君） 7番の川口でございます。

環境保全行政についての中で、緑化推進と市の率先垂範の形についてお尋ねをいたします。

市長は、常々本市のまちづくりのベースを、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会の実現を機会あるごとに提唱されておられる。そのことは大いに意義のあることとして、私も素直に受けとめているものであります。

本3月定例会の冒頭、平成19年度施政方針でも表明されたところであります。

そこで尋ねますのは、本市の施設、事業所の環境行政の中での緑化推進についてであります。

恐らく市長は、コミセンなかさとの竣工の場でもこの言葉をお述べになられたであろうと思っておりますのですが、この言葉は、どう、市民の中にはもちろんでありますけれども、市職員の中でどう息づいているかについて伺うところである。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、すいません。川口議員の緑化推進の市の率先垂範についてお答えをいたしたいと思います。

本市では、地球環境の保全を図るべく、地球温暖化の抑制の1つといたしまして、特に緑化の推進には力を注いでいるところでございます。

このために、開発工事などにおきましては、緑化の推進を図るべく、行政指導を行っております。

議員お尋ねの、原稿には書いておりましたが、申しわけございません、本市の施設の、また事業所の緑化推進についての進捗度ランキング等につきましては、そのようなものは設けておりませんが、市内事業所の緑化推進に関する事項につきましては、野洲市の生活環境を守り育てる条例の規定に基づきまして、市内の事業所を対象に、新規開発及び増築、改築等において対象となる事業所の敷地面積に対しまして、それぞれ規定に基づきまして、植栽率を指導を行っております。

また、市の率先垂範についてであります。本市の各施設につきましても、開発指導等に基づき、緑化推進に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 川口東洋君。

7番（川口東洋君） 今、答弁をいただきましたが、どの程度自信を持って、今議会でも市長が言う言葉と各部長が言うことは1つだというふうにおっしゃいましたですが。私、コミセンなかさと、先日、見学に寄せていただきました、隣の敷地にはショッピングセンターですか、平和堂さんがございますね。その敷地の中の境に、あれはハナミズキですか、何という木か、ちょっと詳しくはないのですが、平和堂さんの方にはちゃんと植栽がしてありました。悲しいかな、我が野洲市が建てたのですね。コミセンなかさとの敷地の中に緑は1つもなかった。

緑化の推進という意味、位置づけですね、今、部長のお答えはあったのですけれども、どういうふうに位置づけしたらいいのか、解釈したらいいのか。今、先の質問の方の答弁にも市長は非常にいい話をされたというふうに思っているのですけれどもね。実態というか、生きている言葉としては受けとめにくいという部分がございます。ですから、一遍それをしっかり教えていただきたいのですが。

先だっでの質問をした人が、市長は何か答弁を控えさせていただきますというような答えをされたというふうに覚えておりますが、その質問をした人と私も同じように憲法9条の会には参加をしているわけですけれども、そこで、先だって高島市内で勉強会がございました。そこに参加に行きましたところが、講師は土井たか子さんと高島市の海東市長さんでございました。海東市長は何でかなと思いましたら、地雷除去の会のNPOか何かに参加をしておられるのですね。昨年、総務の常任委員会でNPOの研修か何かに寄せていただきました。松本市へ寄せていただきましたのですが、あそこにはNPOの公共の建物の中に部屋をちゃんと準備をしておられました。伺うところによりますと、松本市長はチェルノブイリの被爆者救援の会の事務局長か何かをなさっておられるようでもございました。

そういうふうに、それぞれ首長さんもそういったことに参加をしておられます。なぜその先だっでの質問に回答を遠慮させていただきますというような言葉を市長がされたのか、よくわからない。人権と環境を、常々、いつも土台にして、ベースにお話になっている市長が、堂々とそのことを言っていただければいいわけで。

人権の侵害と、それから環境の破壊の最大のものは戦争であるというふうに言われておりますね。裏返して、いつも言葉をそういうふうに言っておられる市長ですから、堂々とその言葉を、私は常々これをモットーにしているのだというふうに答えられるというふうに私は期待しておったのですが、遠慮をされたのはちょっとわからなかった。

尋ねておりますが、いわゆる公共の施設の中で、野洲市が建築し、あるいは運用している施設の中で、あそこを見に行ってください、これこそ緑化推進のモデルなのですよというものを胸を張って答えていただきましたかった。

今、三上山の話がございました。あれは三上神社のご神体山として、私ところの産土神は稲荷神社でございまして、毎月一日には境内の林の中を掃除する奉仕をしておられる運動がこのごろ起きております。新川神社の鎮守の森にしても、そんなことがあったというふうに上田宮司からは聞いたことがあります、ただ木の根元を傷つけることがあるので、最近ストップしているというふうにおっしゃっていましたが。

野洲の図書館へ来られた京都大学の前の名誉教授の上田正昭先生が提唱されて、社叢の会というのをつくられたのですね。ですから、今、私の前の質問者と同じように、そういうふうな場所へ積極的に参加できるような職員さんがおられたら心強いなというふうには私は思っているわけですが。

奈良の三輪さんは大神神社の神体山ということで、あれは三輪さんよりも、三上山もそ

うでございますけど、先にありますしね。

日本で一番有名というか親しまれているのは下鴨神社の糺の森だというふうに思いますが、あそこには人工で初めての川だと言われていて瀬見の小川というせせらぎが流れているわけですが、滋賀県で言うと、やっぱり老蘇の森ということになる、安土の奥石神社の老蘇の森だというふうに思いますが、あれが蒲生野のロマンスである中大兄皇子と額田王とが言葉を交わしておったときに、歌を交わしておったときにあったかどうかは知りませんが、恐らくあったでしょうけども。

上田さんによりますと、森は自然に生えているものだし、林は人間が生やす、意図をもって生やすことを行ったものだというふうに伺いました。

県が推進をしています野洲川の跡地についての公園の計画でもそうでしょうけども、緑というものについての価値の判断をもう少ししっかりと私自身持たなければならないなというふうに思っているところでありますけれども。

ですから、尋ねておるのは、さっき部長が、原稿の中にどうだこうだという、質問書のところで言っていたいただきましたのは、例えば野洲のそういう施設の緑についてランキング付けでも行って、あるいは、また、町おこしのためにコンテストでも行って、ここが一番いいところですよと、次はここですよというようなことをやってはどうかなという思いもやっぱりあったわけですが、そうすることによって関心を市民の中へ広めていく、高めていくというようなことも大事なかなというふうに思っていますが。

先だって、その審議会から答申を市長が受け取っておられたニュースが出ておりましたのですが、その審議事項の中で、野洲市の環境基本計画の策定と、それから生活環境を守り育てる条例の改正についてなされたというふうに思っておるところでありますけれども、その生活環境を守り育てる条例の中の第2章、環境保全、その第5節ですか、に緑化推進に関する措置という中で、市が行うべきことというふうに規定されているところがございますね、28条ですか。具体的に、そしたら、野洲市が誕生してからつくられた施設の中で、どうぞここへ行って見て下さいと、ここはこんな状況ですと、ここは残念ながらというところなんかを幾つか列挙して、具体的に答えを示してもらいたいということです。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 川口議員の再度のご質問でございますが、先ほどもご答弁いたしましたように、ランキング等はつけておりませんが、市内の公共施設で誇れるということになりますと、やはり古くから設置しております銅鐸博物館、あるいは最近建設

いたしました図書館等についての緑化等については誇れるんじゃないかなと感じておりますので、回答とさせていただきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） なかさとのコミセンでという話で、だんだんわかってきました。人権と環境ということを手台にと申し上げながら、コミセンなかさとは木が1本も植わっていないと、このことだと思うのですね。だから、私、そのときに挨拶の中では申し上げませんでした。環境負荷の問題、その他から、公の施設、公共施設を建てる時には太陽光発電等、緑化について環境に十分配慮をした環境をつくっていると、こういうことを申し上げておいて、木が1本も植わっていないやないかと、これはご指摘を受けました。それはどういうことかなということになって、それは植わっておったのですが。それを聞いて、私、ひょうずには木を植えてもらいました。

それと、もう一つ申し上げたのは、建物が自然にマッチするように非常にきれいな色を使ってもらって、いろんな見方はいましようが、そういうことに配慮しながらやっぱり公共施設は建てていけないといけない、こういうことを思っておりますので、川口さんの質問なさろうとされていたことはそれだったと思いましたので、お答えを申し上げておきます。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 川口議員の方から、コミセンなかさとの緑化の問題を指摘されているわけですが、十分とはいきませんが、周囲にはサツキツツジを植えております。ただ、まだ植えたところで、平和堂のように、まだボリュームが出ていないので、いずれ育ってきましたら、一定の緑化……。

当時、建てる時に、当然、関係課と許可の関係では協議をしております。

高木では桜も植えておりますし、今、芝生も一部植わっております。ただ、なかさについては、急遽この場所に建てていくというのが決まりましたのと、そうしてから、若干、分庁舎の職員の駐車場の部分がございました。そういう中で十分な緑化ができていないというのはご指摘のとおりだと思います。

答弁させていただきます。

議長（田中栄太郎君） 川口東洋君。

7番（川口東洋君） 市長にはもう少しピンと来てほしかった。

で、ですね、どこへ行けばいいですか。銅鐸博物館、あれは山林の中に施設があったの違いますか。元の形はね。建物より木の方が早かったでしょう。知りませんけどもね。どこへ見て下さいと胸を張って言ってほしい。今申しました緑化推進の位置づけみたいなやつを環境の中でどうなのだということをやっぱり答えてほしいですね。

例えば、建設中の給食センターではどういう形になっていくのだろうかとか、そういう貧弱な緑、ただ単に植えればいいというものではないというふうに私も思っています。

中に、熊本の県民ホールですかね、寄せてもらったときに、あそこはNHKのアナウンサーでした鈴木健二さんが館長として迎えられて行かれた。熊本県には、お神楽ですか、各村に浄瑠璃やお神楽が残ってしまっていて、それを順次、全部の地域のものを徹夜で連続して上演をなさったという話も聞きました。映画でも音楽でもいいわけですが、いいって、人さまざま、それぞれですから、いいのを聞いて、その後余韻に浸りながら、プロムナードというのですか、入り口までの道を、一応あそこは高木が非常に細かく植わっていて、余韻に酔いながら退出できるような場所だったというふうに記憶しているのですけれども、全部がそこまでというようなことは言えないかもしれませんが、やっぱり丹精込めた緑があるのだなというふうなものを、どこへ行ったらいいか教えて下さい。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 議員のご質問の中で、給食センターの話が出ましたので、その部分につきまして答弁をさせていただきます。

開発区域が約1万平米という中で、野洲市の環境を守り育てる条例に基づきまして、約30%ということで、3,000平米近くを、特に外周でございますけども、植栽、張り芝等を計画しておりまして、今後植栽をしていきます。

ただ、当初、虫がつきやすい樹種も入ってございましたけども、センターはやはり給食を調理する場所でございますので、虫のつかないものをということで、今、樹種については最終の検討段階でございます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 再度の質問でございますが、公共施設の場所でございます。先ほども答弁いたしましたように、やはり銅鐸博物館、あれについてはやはり池等も人工的につくって、環境にも配慮して、緑も十分だと思っております。そして、最近建設いたしました図書館についてもそれぞれ景観を配慮しております。

また、他の組合での行っております野洲川斎苑ですか、ああした施設も立派な緑の施設だと思っております。

以上、回答といたします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 施設の紹介をということでございますので、二、三ご紹介をさせていただきます。1つは豊積の里でございます。あそこの樹木につきましては、旧野洲川の堤防の樹木を移設いたしまして、かなり多く植栽をさせていただきました。

それから、ごみの処分場の蓮池の里、ご質問が出ておりましたグラウンドゴルフ等を行っておりますが、あそこにも野洲川の樹木等を移設をいたしまして、公園として整備をさせていただきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午後4時06分 休憩）

（午後4時07分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明12日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時08分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年3月9日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 本 田 章 紘

署 名 議 員 田 中 良 隆